

令和8年度
社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

政 策 提 言 委 員 会

はじめに

日頃より、社会福祉事業や地域福祉の活動にご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、神奈川県社会福祉協議会は、公私の福祉関係者の連携により、様々な課題と向き合い、その解決に向けた取り組みを進めておりますが、このたび、現場の皆さまからの声を基に、令和8年度の政策提言を取りまとめました。

少子高齢化や物価高騰による影響は依然として大きく、とりわけ、地域における孤立や格差、生活を支える福祉人材の慢性的な不足は、住民の暮らしの厳しさに直結した深刻な問題となっています。

こうした課題を乗り越え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、福祉関係者のみがニーズに応えるだけでなく、産業やまちづくりといった分野の垣根を超えて多様な主体が参画し、地域全体で支え合う体制を築き、人々のつながりを育てていくことが不可欠です。

本提言は、制度・施策に求めるだけでなく、私たちが、制度の狭間にある課題に対し、地域共生社会の実現に向かって、県民一人ひとりに寄り添う「包括的な支援体制」の構築を目指す、共通する目標でもあります。

これらの提言が、国、県、市町村の福祉施策や、関係者の活動をより良い方向へと導き、誰もが孤立することなく、それぞれの暮らしを豊かにしていく一助となることを切に願っております。

本提言にご賛同いただき、共に未来の福祉を築いていくため、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 小泉 隆一郎

目次

第1部 政策提言 1

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | いのちと生活を支える福祉人材の確保 | 1 |
| 2 | 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築 | 3 |
| 3 | 災害福祉の推進 | 7 |
-

第2部 各部会・協議会・連絡会の課題、制度・施策に求めること 10

1 経営者部会 施設部会（協議会）

- | | | |
|------|-------------|----|
| (1) | 経営者部会 | 10 |
| (2) | 児童福祉施設協議会 | 10 |
| (3) | 母子生活支援施設協議会 | 13 |
| (4) | 保育協議会 | 13 |
| (5) | 老人福祉施設協議会 | 14 |
| (6) | 障害福祉施設協議会 | 15 |
| (7) | 社会就労センター協議会 | 21 |
| (8) | 福祉医療施設協議会 | 23 |
| (9) | 更生福祉施設協議会 | 23 |
| (10) | 地域生活施設協議会 | 26 |
| (11) | 介護老人保健施設協議会 | 26 |

2 民生委員児童委員部会 市町村社協部会

(1) 民生委員児童委員部会	27
(2) 市町村社協部会	29

3 第2種・第3種正会員連絡会

(1) NPO 法人じんかれん	31
(2) 県医療福祉施設協同組合	31
(3) 県自閉症協会	31
(4) 県障害者地域作業所連絡協議会	32
(5) 県障害者地域生活支援団体連合会	33
(6) 県手をつなぐ育成会	35

4 本会・各部所

(1) 地域福祉部（困窮）	37
(2) 地域福祉部（生活支援課）	38
(3) 地域福祉部（権利擁護推進課）	39
(4) 福祉サービス推進部	40
(5) かながわ福祉人材研修センター	41

関連資料

令和8年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票	45
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱	46
政策提言委員会 委員名簿	47
令和8年度政策提言に向けた活動経過	48

第1部 政策提言

政策提言委員会では、社会福祉施設等を経営する団体・公私の社会福祉施設・民生委員児童委員協議会・市町村社会福祉協議会などが参加する各部会・協議会、当事者・親の会・福祉関係団体が参加する連絡会に対して、社会福祉制度・施策に関する課題把握調査を行った。この調査結果をもとに協議を行い、以下の項目について政策提言する。

1 いのちと生活を支える福祉人材の確保

- (1)福祉従事者に対する継続的な処遇改善
- (2)子どもに向けた福祉の仕事を知る機会の確保

2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

- (1)人口減少社会に対応した福祉施設の整備
- (2)強度行動障がい等重い障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる「循環型サービス」の実現
- (3)頼れる身寄りがいない高齢者等への支援
- (4)町村域における生活困窮者支援の基盤整備
- (5)地域の生活課題の解決への社会福祉法人の積極的参加
- (6)地域を支える民生委員・児童委員の確保
- (7)生活福祉資金・コロナ特例貸付の償還困難者に係る職権免除基準等の提示
- (8)日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業の安定的な実施体制の確保

3 災害福祉の推進

- (1)避難行動要支援者の個別避難計画の作成
- (2)災害関連死を防ぐための在宅避難等要配慮者の情報共有
- (3)被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣に係る費用
- (4)災害ボランティアセンターの運営体制の確保

1 いのちと生活を支える福祉人材の確保

(1) 福祉従事者に対する継続的な処遇改善

<提言先> 国

<提言の理由>

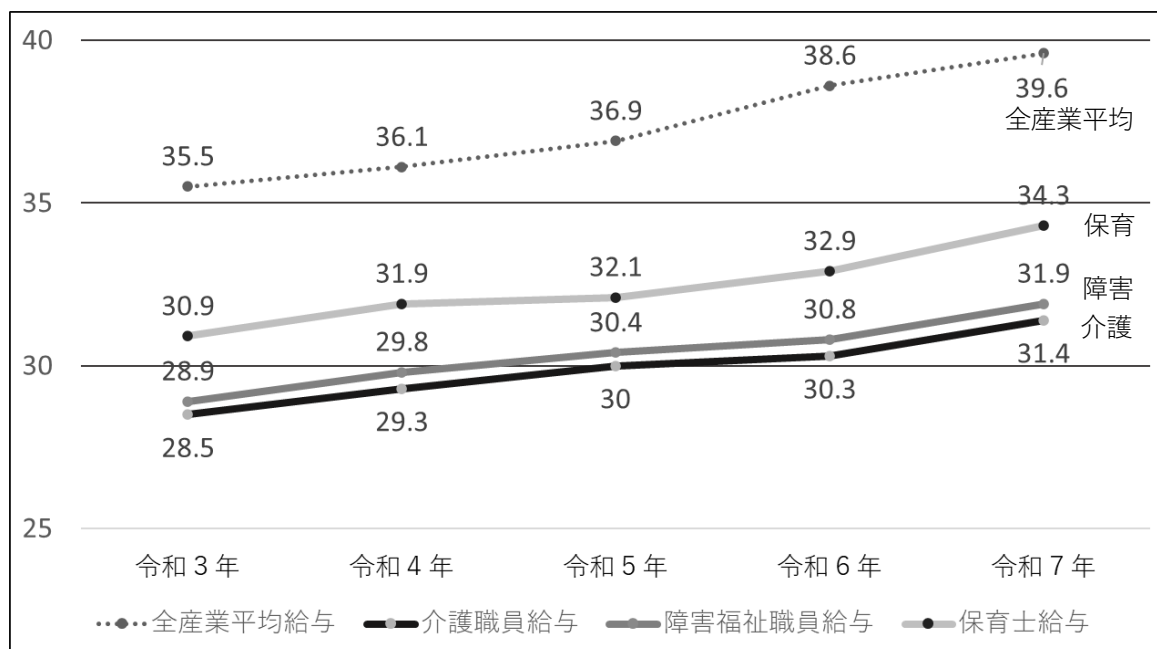
○人口減少、少子高齢化により 2040 年までに生産年齢人口が全国で約 1,000 万人減少すると予測されている。令和 8 年度に処遇改善による賃上げ支援が実施されるが、介護職員、障害福祉職員の給与は全産業平均と比べると、依然として 8 万円程度、保育士においては 5 万円程度低く、他産業への人材流出が懸念される。また、東南アジアをはじめ海外から本県に人材を呼び込む取り組みも必要である。なお、人材の定着には、社会福祉の理念や専門知識・技術を習得するための教育機会の確保も取り組むべき課題となっている。

< 提言内容 >

○国は、少子高齢化・人口減少社会において、福祉人材の確実な確保に向けて、期中改定を継続的に行い、福祉従事者の賃金水準を全産業平均まで引き上げること。また、今後も物価高騰等が見込まれることから、各分野の処遇改善においては、景気変動に応じた仕組みとすること

【参考 全産業平均と福祉従事者給与】

全産業平均と福祉従事者の給与差は依然として拡大傾向にある。



月収 (万円)	全産業平均給与	介護職員給与	差額	障害福祉職員給与	差額	保育士給与	差額
令和3年	35.5	28.5	7	28.9	6.6	30.9	4.6
令和4年	36.1	29.3	6.8	29.8	6.3	31.9	4.2
令和5年	36.9	30	6.9	30.4	6.5	32.1	4.8
令和6年	38.6	30.3	8.3	30.8	7.8	32.9	5.7
令和7年	39.6	31.4	8.2	31.9	7.7	34.3	5.3

(厚労省 HP より、本会作成)

(2) 子どもに向けた福祉の仕事を知る機会の確保

< 提言先 > 県・市町村 (教育委員会を含む)、福祉関係者

< 提言の理由 >

○子どもたちが「福祉の仕事」を具体的に知る機会が乏しく、将来のキャリアの選択肢に入りづらい課題がある。

< 提言内容 >

○県、市町村、福祉関係者は協働して、インクルーシブな社会の構築と、次世代の社会福祉の担い手を育成するために、例えば、県が取り組んでいる「いのちの授業」や、「総合的な探求の時間」を活用し、子どもの頃から高齢者や障がいのある人とのふれあいを通じて、差別や偏見のない多様な価値観を養う環境を整備するとともに、中学校や高校のキャリア教育では、利用者や現場職員との交流や体験の機会を作り、職業としての福祉の魅力を伝える取り組みを強化すること

2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

(1) 人口減少社会に対応した福祉施設の整備

<提言先> 国、県

<提言の理由>

○県社協会員の福祉施設の多くが築 20 年以上を迎える中、人口減少社会を見据えて、地域の福祉サービスの基盤となる施設整備の今後のあり方について、行政の福祉計画と民間の法人経営の両側面から検討することが必要となっているが、行政より具体的な方針が示されていない。

<提言内容>

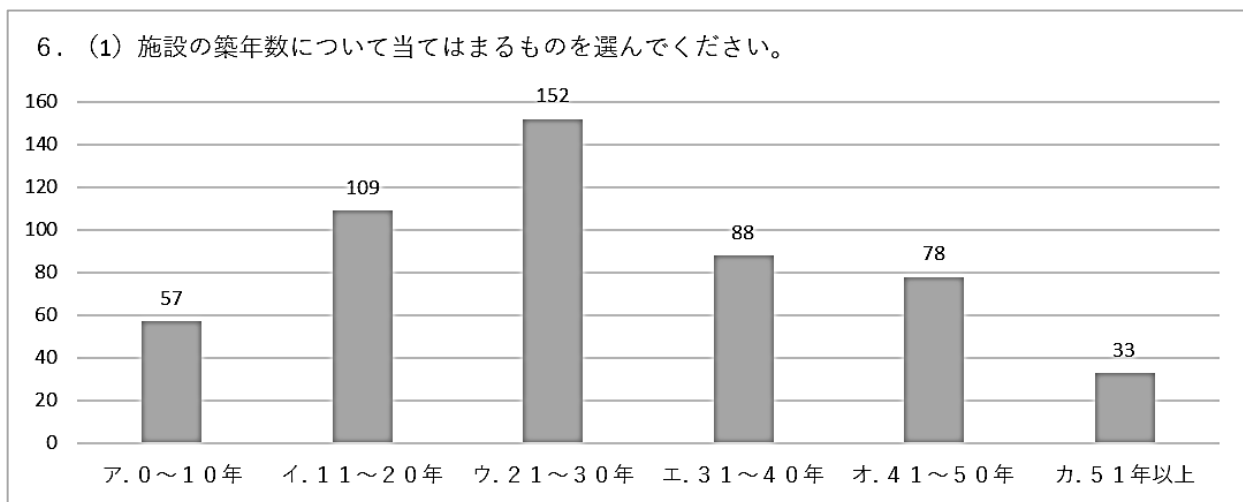
○国は、2040 年以降の人口予測を踏まえた施設整備の基本方針を示すこと

○県は、福祉施設の深刻な老朽化に対し、その対応について法人だけの責任とせず、需給予測を行い、そのデータを基にした施設整備や福祉計画を策定し、公的責任のもと、計画的かつ実効性のある施設整備を行うこと

【参考 施設の築年数】

県社協施設部会会員の福祉施設の多くは、2025 年現在、築 20 年以上が約 70%、築 30 年以上が約 40%、築 40 年以上が約 20%となっている。

(回答 517 施設/アンケート対象 1,238 施設)



(県社協施設部会「令和 7 年度施設運営に関するアンケート」より)

(2) 強度行動障がい等重い障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる「循環型サービス」の実現

<提言先> 県

<提言の理由>

○津久井やまゆり園事件から 10 年を迎えるにあたり、重い障がいがあっても地域で共に生きることができ
る社会のあり方を改めて問い直す必要がある。

○重い障がいのある人への支援を厚くするために、県立施設と民間施設が連携したセーフティネット体制を
再構築することが求められる。

<提言内容>

- 県立施設と民間施設が役割分担し、利用者ご本人のライフサイクルの中で、ご本人の意向と心身の状態に応じて暮らしの場や日中活動の場を選び直せる「循環型サービス」を障害福祉のスタンダードとして明確に位置付けること
- 県は民間施設と連携し、強度行動障がい等重い障がいのある人の地域生活を支える受入環境を整備し、専門性の高い人材育成を強化すること

(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援

<提言先> 国、県

<提言の理由>

- 頼れる身寄りがいない高齢者への支援（日常生活支援、入院入所等手続支援、死後事務支援）が新たな第二種社会福祉事業（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）として位置づけられる構想だが、想定されるニーズ量を踏まえた、適正な事業の実施体制が明示されていない。

<提言内容>

- 国は、頼れる身寄りがいない高齢者等が、将来にわたり安心して暮らせる環境を整えるため、新たな第二種社会福祉事業（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）を実施するにあたり、事業の対象となる者の定義や資力要件を明確化するとともに、ニーズ量を踏まえた必要な人材と財源を担保し、都道府県域での安定的な事業の実施体制を確保すること

【参考 社会福祉法の一部を改正する法律案の概況】

1. ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設

現状・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応が生活上の課題として顕在化している。いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。 ○ 成年後見制度について、現在、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することを可能とする見直しが進められている。成年後見制度が見直された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。 	
見直し内容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金を提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。 	
福祉サービス利用援助事業	法改正後
対象者 判断能力が不十分な者	対象者 頼れる身寄りがいない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
事業内容 日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス	事業内容 日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的 + 入院入所等手続支援 入院・入退院等の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的 例：入院等の手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行 又は 死後事務支援 利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的 例：葬儀・納骨・家財処分等の契約手続支援、行政官庁への届出
利用料 無料又は低額	利用料 資力の要件に該当する者については 無料又は低額
地域住民が生活支援員として意思決定支援をしながら尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助の仕組みとして機能	社会情勢等の変化等 単身世帯等の増加 成年後見制度の見直しの動き 生活上の課題の例 緊急連絡先がなく、入院・入所等の手続ができない 医療費の支払等の手続ができない 葬儀・納骨等の死後の手続をする人がいない 空き家や残置物の処分ができない
福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の拡充・発展	
○頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実 ○判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実	

(厚労省 HP より引用)

(4) 町村域における生活困窮者支援の基盤整備

<提言先> 県

<提言の理由>

○生活困窮者自立相談支援事業について、相談支援の中では、問題・課題が複雑かつ多岐に渡りすぐに解決に至らないことが多く、その人が望む地域で寄り添い続ける支援が「孤独・孤立対策」の面から重要である。そのため、福祉事務所未設置町村（14 町村）において、より相談者がアクセスしやすい身近な支援体制の整備が必要となっている。

<提言内容>

- 県は、生活に困窮する住民が身近に相談でき、伴走的な支援を受けられる体制を構築するために、町村と連携した地域密着型の相談支援体制を整備すること
- さらに、それぞれの町村が進める包括的な支援体制の整備の中で、生活困窮者支援を位置付けて実施されるよう、継続して町村への働きかけを行うこと

(5) 地域の生活課題の解決への社会福祉法人の積極的参加

<提言先> 社会福祉法人

<提言の理由>

○社会福祉法人は自主性・専門性を生かした地域公益活動を展開しているが、市町村が進める包括的な支援体制との連携が必ずしも十分ではない。

<提言内容>

○社会福祉法人は、各々の自主性、専門性を生かした地域公益活動により、地域ニーズへの対応に取り組んでいるが、地域生活課題の多様化や拡大に対応するために県社協地域ネットワーク強化事業やかながわライフサポート事業を活用し、市区町村における包括的な支援体制に積極的に参加し、頼れる身寄りがない高齢者や生活困窮者への支援などの今日的な生活課題の解決に取り組むこと

(6) 地域を支える民生委員・児童委員の確保

<提言先> 国、県、市町村

<提言の理由>

○民生委員・児童委員の令和 7 年度一斉改選の結果から、本県においても担い手の確保が大きな課題であり、活動の負担軽減や社会的な意義の普及啓発が求められている。また、新任の委員に対するサポート体制の構築が必要となっている。

<提言内容>

○国は、民生委員・児童委員制度の持続のために、例えば、民間事業者を活用した各メディア媒体での広報など、目に留まる機会を継続して作り、民生委員・児童委員活動の社会的な意義を広く周知すること

○県、市町村は、民生委員・児童委員活動の負担軽減、訪問活動を補佐する協力員の設置、委員同士の相談会、活動のICT化等、安心して活動できるサポート体制の好事例を把握し、地域の実情に応じた取り組みを行うこと

【参考 令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選の結果（令和8年1月16日公表時点）】

本県は全国の委嘱率より低い傾向がある。

地域	定数	委嘱数	委嘱率
全国	240,971	220,880	91.7%
神奈川県	4,074	3,684	90.4%
横浜市	4,756	4,162	87.5%
川崎市	1,930	1,428	74.0%
相模原市	936	827	88.4%
横須賀市	591	521	88.1%

(厚労省 HP より、本会作成)

(7) 生活福祉資金・コロナ特例貸付の償還困難者に係る職権免除基準等の提示

<提言先> 国

<提言の理由>

○生活福祉資金・コロナ特例貸付の償還については、償還が困難な方の多くが既定の免除要件に該当せず、償還が途絶えたり、償還猶予を繰り返さざるを得ない状況にある。そのため市区町村社協は、償還が困難な方の生活状況を把握するなど相談支援を行いながら、償還が困難な複数の理由を意見書に記載して職権免除を申請しているが、既定の免除要件に該当しない償還困難者に対する明確な職権免除の判断基準や目安等がないため意見書作成に苦慮している。

<提言内容>

○国は、償還が困難な方の生活再建を円滑に進めるため、例えば「1カ月の生活費が1世帯で10万円以下（税金の停止要件）、70歳以上のみの世帯で年金生活、生活福祉資金以外で100万円以上の債務（住宅ローン等を除く）、2カ月以上の入院生活、特養入所で帰宅困難など、明確に償還困難であることの実事が確認できれば、一つの理由を以って職権免除とすることができる」等、償還猶予後の職権免除に関する全国一律の判断基準や目安等を提示すること

【参考 生活福祉資金・コロナ特例貸付 既定の償還免除要件】

- ・住民税非課税
- ・生活保護費受給
- ・精神保健福祉手帳1級
- ・身体障害者福祉手帳1級2級
- ・療育手帳A区分
- ・死亡
- ・失踪
- ・免責確定

(8) 日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業の安定的な実施体制の確保

<提言先> 国

<提言の理由>

- 日常生活自立支援事業及び生活福祉資金貸付事業の事務費の国庫補助基準額は「契約件数」及び「貸付件数」に応じて算定されており、契約や貸付に至るまでに要する相談支援や連絡調整の業務量や、契約数や貸付数の数倍にも及ぶ相談支援等に係る業務量を踏まえた積算となっていない。
- 特に、生活福祉資金貸付事業については、不足する事務費を貸付原資の取崩しで対応している状況が続いている。

<提言内容>

- 国は、地域における権利擁護支援や生活困窮者支援の要となる日常生活自立支援事業及び生活福祉資金貸付事業の安定的な実施体制を確保するため、事務費の補助基準額について、相談支援件数や関係機関との連絡・調整件数等といった、その業務量を踏まえた積算に拡充すること

3 災害福祉の推進

(1) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

<提言先> 県、市町村

<提言の理由>

- 大規模災害の発生に備えて、高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせ、支援者、避難先、必要な配慮などを記載した個別の避難行動計画の作成率について、本県は2.2%（令和7年4月1日時点）に留まっており、計画の策定を速やかに進めることが喫緊の課題となっている。

<提言内容>

- 県、市町村は、要支援者の安全を確実に確保するため、個別避難計画の作成の意義について普及啓発を図るとともに、自治会・自主防災組織や福祉専門職と連携し、計画作成率のアップを図ること

(2) 災害関連死を防ぐための在宅避難等要配慮者の情報共有

<提言先> 国

<提言の理由>

- 能登半島地震の際、災害で助かった「いのち」が避難後に失われる災害関連死が多かったことを教訓に、在宅避難者や車中泊を含む要配慮者の情報を迅速に把握する仕組みが必要となっている。
- 避難所や医療施設、福祉施設の被災情報を迅速に把握し共有するための「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」は、福祉施設の被災状況等を把握する情報共有システムと連携しているが、福祉施設や社協には閲覧権限が付与されていない状況がある。

<提言内容>

- 国は、災害派遣福祉チーム（DWAT）が在宅や車中泊の避難者等の要配慮者への支援を効果的に進めるため、市町村が把握する在宅の被災高齢者や障害者の情報、災害ボランティアセンター（災害 VC）が把握する要配慮者情報を一体的に管理できるシステムを構築し、さらに災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）との情報連携を図ること
- 国は、D24H について、災害発生時に自治体と福祉施設、災害 VC が情報共有できるよう、閲覧権限を拡大すること。また、平時から D24H を活用した訓練を行い、災害時における迅速な支援体制につなげること

(3) 被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣に係る費用

<提言先> 国

<提言の理由>

- DWAT の派遣に係る人件費は災害救助費の対象となっているが、被災した福祉施設への介護職員等の応援派遣に係る人件費については、被災した施設の基本報酬で対応することとされており、被災した施設では自施設の職員の人件費に加えて、応援派遣職員の人件費の負担が生じている。このため、能登半島地震の際には、応援派遣職員の人件費負担を理由に受援を断念したケースがあった。

<提言内容>

- 国は、被災した福祉施設等への介護職員等の応援派遣に係る人件費について、受援側の経営状況に依存する現在の仕組みを改め、DWAT と同様に災害救助費の対象とするか、あるいは特例的な公的助成を適用するなどの措置を講じること

(4) 災害ボランティアセンターの運営体制の確保

<提言先> 国

<提言の理由>

- 災害 VC の運営経費のうち、被災した住民への相談対応や訪問調査にかかる費用を除く人件費や、災害 VC 設置に係る建物賃借料、活動資機材費などが依然として災害救助費の対象外となっており、運営上の大きな負担となっている。

<提言内容>

- 国は、ボランティアによる被災地での活動を安定的に行うため、災害 VC で業務を行う職員の人件費（被災住民への相談対応・訪問調査以外）、建物賃借料、活動資機材費など運営にかかる各種経費を災害救助費の対象とすること

【参考 災害福祉に関連する活動と災害救助費の概要】

	活動内容	人件費	旅費	備考
①	災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣	○	○	
②	被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣	×	○	ただし、被災した福祉施設が、自治体からの要請に基づき福祉避難所としての機能を果たす場合は災害救助費の対象
③	災害ボランティアセンターの運営	×	○	ただし、被災した住民への相談対応・訪問調査業務のみ災害救助費の対象

(本会作成)

第2部 各部会・協議会・連絡会の課題 制度・施策に求めること

本会各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第2種・第3種正会員連絡会等から上げられた課題や、制度・施策に求めたい事項をとりまとめました。（課題把握調査より抜粋、令和7年11月時点）

1 経営者部会 施設部会（協議会）

（1）経営者部会

■ 提言内容 ■

社会福祉法人がその存在意義を示していくために必要な①人材の確保、②事業の安定的な経営、③機能を明確にした上での施設整備への理解と協働推進及び基盤づくり

- ①他産業と比較しても遜色ない賃金への引上げ（報酬改定によらず随時改定の導入、公定価格、補助金の増額等）
- ②物価上昇に応じた事務費・事業費の増額（物価スライド制の導入）
- ③施設の機能について協議と共有を図った上での施設整備・改修費用の補助

※上記により、法人・施設の存在意義を果たす地域ニーズへの対応の促進

■ 提言背景 ■

社会福祉法人は平成28年改正により、「地域における公益的な取組」の責務が規定される以前から、地域とともに地域ニーズに向き合い、活動をしてきた。しかしながら、昨今の人材の確保難、物価高騰等により必要な福祉サービスを実施していくことさえ厳しい状況の中で、社会福祉法人が地域で果たす役割も十分に発揮できない状態にある。また、社会的ニーズや地域ニーズを考えると、施設の機能を明確にした上で、地域の社会資源として施設を維持・向上していくことも必要である。

（2）児童福祉施設協議会

■ 提言内容 ■

県内の一人ひとりの子ども、家族の現状に合った社会的養育支援を行うために神奈川県、県内政令市、中核市と施設の協働を進める

- ①行政区による制度格差の是正を求める

行政区によって、補助金や加算事業の取り組みが異なるため、入所している子どもへの支援に行政区による差異がある。行政区をまたいで措置変更が行われた場合などは、受けられていた支援が受けられないことが生じる可能性がある。職員配置などそれぞれの行政区の事業が異なっているものの、神奈川県内の子どもたちができるだけ同様の支援が受けられるような取り組みを望む。

- ②人材確保、定着、育成の課題に向けた協議を行う

福祉人材の確保、定着が難しい状況は、児童福祉施設においても例外ではない。その状況の中、支援の質の維持のために中堅職員の負担が増している。育成に力を注ぐ余裕もないために、新人は支援力が未熟なままで難しい状況への対応もままならず、メンタルの不調を抱えたり、仕事への自信がなくなり退職になる場合も増えるという悪循環が起こっている。また、新たな事業に取り組もうにも事業を担う人材がいないという状況である。

人材の確保が難しい現状では、現有の体制の中でゆとりを生まなければ、育成に力を注げず、新たな事業展開もできない。⑤で上げたような業務のスリム化に加え、複数の事業所の連携で事業を行う体制の構築や、夜の勤務が難しいなど勤務に制約がある職員を他施設の地域貢献の事業へ嘱託として派遣する仕組みなど事業所を超えた働き方を模索していくことが必要である。このような模索は、育休後や育児が一段落した元職員の復帰における多様な働き方を作り出すことにもなり、人材の確保につながる。行政とともに、既存のより有効な人材の活用、多様な働き方に関する協議を進めることを望みます。

③措置に関わる課題、定員協定の課題の再検討を進める

国は里親委託を増やすことを進めているが、現状は里親への支援の不十分さなども一因となり、里親委託は想定のように増えていない。里親委託されたものの里親と里子の関係が難しくなり、委託が解除される事例もある。児童養護施設等の受け入れにも余裕がなく、家庭での生活は難しいとされながらも措置先がなく一時保護の長期化の一因となっている。また、自ら保護を求めた中学生高校生年齢のこどもの場合、施設の入所を希望せず一時保護が長期化する事例も増えている。加えて、こどもの意見表明が進み施設入所に同意しない事例が増えることなども予想される。

神奈川県では協定定員を設け自治体間の協力体制をとっているが、相模原市、横須賀市には児童心理治療施設の定員枠がなく、県外の施設に割愛による措置をお願いしている事例もあり、県内のこどもの社会的養護の受け皿が十分とは言えない現状がある。

このような状況においては、今までの居場所を一か所に定めて自立を図るという保護、自立支援の仕組みがそぐわなくなっていると思われる。一時保護所が高齢児の文字通りシェルターの機能を果たしているが、従来の一時保護所はそのような利用を想定していなかった。このような都市部ならでは一時保護所のあり方、こどもの状態、課題に合わせて施設、里親の移動を積極的に展開する支援のあり方などの検討を、施設、行政が連携して進めることを望む。

④退所していく児童の自立支援の充実に向けた取り組み、サービス体系の一元化を求める

現在、軽度の知的な遅れを抱えたこどもや発達障害の特性あるこども、精神科の治療が必要なこどもなど、障害福祉や精神保健のサービスを受けることが望まれるこどもが増えている。そのような課題を抱えたこどもたちの自立支援を進める中で、施設退所後の居場所の設定、支援ネットワークの構築と継続が課題になっている。

高校生年齢でグループホームに移っていくことが望まれるこどもも中にはいるが、障害児支援と障害者支援の所管が異なり連携が難しい。自立に向けてこどもの抱える課題、能力に応じた自立支援のためには、障害福祉、精神保健など他領域との連携がますます必要になっているが、行政内での所管部門間の連携すら十分でない現状がある。高校に入学する前から就労移行支援、地域移行支援をはじめ、3年をかけ準備するもの、担当者の異動等もありスムーズにいかない場合もある。支援者のネットワークを構築し、様々な福祉

サービスを利用できるように、行政内のサービス体系の調整、一元化を進めることを望む。

⑤事務員を増員するとともに、事務のスリム化に取り組む

小規模化、地域分散化、地域支援の拡充に向けて、施設が行う事業が増えていることは、社会的養育の拡充面では望ましいことである。半面、それぞれの事業の事務手続きも相当に増え、煩雑化しており、施設ひとりの事務員では到底処理できない量になっている。現場の支援員が事務作業にさく時間も増えており、支援の支障をきたす惧れがある。

事務員を増員を国に要求するとともに、各事業に係る事務作業の効率化、スリム化を各行政が取り組んでいただくことを強く求める。

⑥各事業の予算の見直しを望む

様々な新たな事業が進められているが、事業の意義は大きいものの、児童家庭支援センターでは子ども家庭のニーズに沿って丁寧な支援を行うおうとするが、示されている予算等では賄いきれない。自立支援にあたっては役所、診察への同行支援など従来想定していなかった支援も必要な子どもがいる。実情に合った予算の設定を求める。

⑦対応困難な子どもに関わる加算を求める

施設で「対応困難」と感じている子どもの人数や困難度に応じ、何らかの加算がつくことが望まれる。

それにより、(i)職員の増員、(ii)職員を研修等に派遣する機会・費用等の確保、(iii)サポート校など措置費で学費を賄いきれない学校への進学保障、(iv)卒園後のアフターケアの拡充、の4点を行うことができる。困難さの判断に際しては、子どもの障害・疾患・服薬の有無だけでなく、「個別支援級やことばの教室・学習ルーム・通信制サポート高校への在籍」等も判断材料として考慮されると、より実態に即した支援体制の構築が可能となる。具体的な例として、法律に定められているものの予算措置のないアフターフォローに関する予算化、被虐待児等受け入れ加算の年数の延長、加算額の増額などを求める。

■ 提言背景 ■

神奈川県内では、一時保護所の定員超過、保護の長期化、自ら保護を求める中学生高校生年齢のこどもの増加等の問題が顕著になっている。乳児院では医療的なケアが必要な乳幼児をはじめ、緊急な一時保護を数多く受けている。里親家庭では、対応の難しい子ども達も増えているものの、里親家庭の支援が十分とはいえない。児童養護施設等においては発達障害の傾向がみられる子どもが増えるなどこどもの様子も変わってきている。そのようなこどもの変化に伴い、高校生年齢の子どもたちの自立支援の難しさも増している。

社会的養護を担う施設において、職員の確保、定着、育成の課題が大きく、ユニットの運営が難しいなどの理由でこどもの受け入れが難しい状況も起きはじめている。

また、児童養護施設等で生活する多くのこどもは、保護者等からの支えを得られないまま自立を余儀なくされている。知的能力に問題がなくても学習や進学・就労には職員の密な支援が不可欠であり、障害の診断がある児童は福祉サービスにつながる一方、その狭間にある“グレーゾーン”の子どもたちは特に支援が不足している。彼らには社会適応力を育むためのきめ細やかな支援が必要だが、現状では人手も時間も不足し、職員だけでは十分に対応できない状況にある。

このように社会的養護をとりまく課題は10年前とは大きく変化しているなかで、地域支援の拡充が求められ、施設もその役割を担うことが期待されている。

このような現状では、一つの施設でこどもの自立支援を完結しようとする従来の考え方ではなく、様々な施設、機関が支援ネットワークを作り、こどもと家族の状況にあった支援を模索し、地域支援も含めた社会的養育の推進に取り組んでいくことが必要である。

神奈川県は比較的小さな面積の中に、3つの政令市、中核市があり、それぞれの事業の取り組みに差異があるものの、施設、行政が情報共有しながら連携し県内一体で課題に取り組んできた。それぞれの行政区特有の課題はあるものの、上記のような都市部共通の課題も大きく、5県市と施設、事業所がさらに協働して課題に取り組むことで、神奈川県全体の社会的養育支援の質を上げていくことが望まれる。

(3) 母子生活支援施設協議会

■ 提言内容 ■

母子生活支援施設の高機能化・多機能化を図り、地域で生活してもらえる施設として入所率を高めることを目指す

高機能化→専門職員の配置（心理職員、保健師等）、職員配置の増員（障害のある母子に対応するため「個別対応職員」「特別生活指導員」の複数配置）。

多機能化→施設の機能や職員（事務員の配置）により、地域の子育て支援のニーズに対応（特に家族支援事業）。

入所率の低下を改善→入所条件（ルール）の見直し。地域格差の改善。予防的ケアからアフターケアまで切れ目ない支援を行えること、DVや虐待対応のみならず、産前産後支援や親子関係再構築支援等の複雑なニーズにも対応できることを発信。

■ 提言背景 ■

母子生活支援施設は母子で入所できる唯一の児童福祉施設である。しかしながら、年々施設入所率が低下してきている。行政からの入所の依頼がなく暫定設定となっている。そのような中、地域でひとり親家庭が安心して子育てや就労ができることを支援する施設であることを発信したり、間口を広げることや条件を見直し、利用につながるよう活動していく。また、相談窓口において、適切に施設紹介が行われるようにするとともに、生活困窮や障がいなど重複した課題を抱える世代の生活改善のためには一定期間の母子生活支援施設の活用が有効であると伝えていく。

(4) 保育協議会

■ 提言内容 ■

「こどもまんなか社会」に向け、こどもやその子育て家庭、保育者や園等の意見が反映された施策の実現

令和5年4月、国が「こども家庭庁」を設置し、異次元の子育て政策を主目的に据え、保育所等は園に通う子ども達の健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子供や親に対する子育て支援機関としての使命と役割が改めて求められた。保育政策は量から質を重視し、「質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援」、「保育人材確保・テクノロジーの活用等」の3つの柱を軸とした「保育政策の新たな方向性」が令和7

年から令和10年末を見据えてこども家庭庁より推進され、令和8年4月より「こども誰でも通園制度」が本格実施される。

新たな方向性が示され、その実現のために、主体であるこどもやその子育て家庭、支援する保育者や園等地域のニーズや現状を踏まえた意見等を尊重した施策、社会や労働環境が子育て、子育てに優しい環境となる施策の実現を望む。

■ 提言背景 ■

- ①様々な保育事業人材の確保・育成・定着
 - 少子化や保育のイメージ悪化による若手人材の減少
 - 人材不足からくる業務負担や人間関係による精神的負担による早期退職
 - 人材紹介会社等への費用が運営を圧迫
- ②公定価格の充実と処遇改善
 - 安心・安全で質の高い保育を継続するため、保育士の勤続年数に合わせた賃金改善、物価や経費の上昇に対応しつつ、魅力ある職種となるような公定価格の改善
 - 処遇改善に伴う園業務の簡素化やキャリアパス要件になっている研修負担の軽減
- ③配置基準の見直し
 - 子どもの育ちが保障されるさらなる年齢別配置基準の充実
 - 保育に携わるすべての職員の配置基準の改善
 - 最低基準配置人数で全開始日数並びに全時間対応できる配置改善
- ④持続可能な保育体制の確保
 - 地域の実情に合わせた柔軟な利用定員の調整
 - 保育所の多機能化、法人間の連携または、法人合併や事業譲渡など持続可能な保育体制を確保するための支援
 - 保育DXの推進とシステム更新への支援
- ⑤「こどもまんなか社会」を実現するための働き方改革
 - 仕事と育児が両立しやすい環境づくりや長時間労働の是正の検討
 - 保育所等の開所時間等のあり方の検討

(5) 老人福祉施設協議会

■ 提言内容 ■

介護報酬の抜本的引上げと物価・賃金スライド制導入、適切なサービス利用・提供ができる環境づくりに向けた改革を

【A. 報酬の改定・見直し】

- ①介護報酬の基本単価を抜本的に引き上げる。
- ②介護報酬改定サイクルの中間年において、政府公統計に基づく物価・賃金スライド制を導入する。
- ③食費の基準費用額を実費に見合う水準に引き上げること。特に、物価変動に対応するため介護報酬の期中改定により対応を求める。

【B. 制度・体制の柔軟化】

- ①特養の入居条件（介護度3以上）を緩和する。

- ②養護老人ホームの位置づけを見直す。
- ③障害のある方の特養施設でのお試しショートステイや体験入居を通じた連携・移行支援の仕組みを構築する。

【C. 給付・報酬の適正化】

- ①要介護1・2の地域支援事業への移行に断固反対し、現行の保険給付を維持する。
- ②送迎時のキャンセル等費用を評価する加算を新設。
- ③入浴加算の報酬単価を大幅に増額する。
- ④通所介護等の職員が訪問介護を実施可能とする制度改正を行う。

■ 提言背景 ■

- 【A. 報酬の改定・見直し】 物価高騰や最低賃金上昇に対応できず、介護報酬制度では健全経営が困難な状況である。特に食費の基準費用額が実費と大きく乖離している。
- 【B. 制度・体制の柔軟化】 補助金申請等の事務負担が過大。待機者の減少により、利用者確保が困難になる中、特養の介護度による入居条件、養護老人ホームの位置づけが現状に合わない。障害者施設から特養への連携・体験の仕組みがない。
- 【C. 給付・報酬の適正化】 要介護1・2の地域支援事業への移行など給付抑制策が議論され、高齢者が必要なサービスを受けられなくなる懸念がある。また、通所介護の送迎時の空振り、入浴加算の単価の低さなど、報酬制度が実態に合わない。

(6) 障害福祉施設協議会

■ 提言内容 ■

人材確保、定着、育成について

- ・人材確保については、インセンティブになる就職支度金、採用に係る助成金・奨励金制度などの創設、充実が必要である。
- ・福祉の仕事を目指すためには、子どもの頃から障害のある方と関わり理解を深めること、交流を図れるインクルーシブな環境が必要。差別、偏見のない多様な価値観をもてるような教育環境、社会認識、家庭環境の推進を図られるべきである。
- ・外国人雇用は、障がい分野でも、高齢分野に遅れながらも動きが出てきている。業務内容がオムツ交換、食事等の統一的な身体的介護であれば有効であるが、障害特性による利用者一人一人に合わせた支援や、細やかなコミュニケーションを必要とする支援は課題となっている。
- ・職員募集については動画配信や SNS をやっていかないと若者は集まらないので、創意工夫して取組む必要がある。
- ・保育関係の学校の学生は障害施設を選ばない傾向がある。教育実習の際に興味を持ってもらうアプローチをするしかないと考える。
- ・求人についての工夫は、受け身ではなく、こちらから学校を訪問してアプローチするしかない。施設・事業所に、興味のある学生を呼びこむ企画が必要である。福祉人材センターの取組みの中で、福祉施設・事業所の関係職員とチームを組んで大学、短期大学、専門学校を訪問して、積極的にスカウトする活動が出来ないものか。

■ 提言背景 ■

- ・ 少子高齢化の波を受けた人口減少社会の中で、福祉人材の確保、定着、育成については年々深刻さが増しており喫緊の課題である。福祉業界のみならず、全産業で人手不足であり、人材獲得競争は激化している様相である。福祉サービスの維持、充実にはエッセンシャルワーカーとしてのマンパワーは不可欠。しかし、コロナ5類移行後の社会経済活動再開と物価高騰に合わせた一般企業の賃上げ傾向は、公定価格サービスである福祉業界との賃金格差をさらに拡げている。さらに確保できたとしても、昨今の転職によるキャリアアップの風潮が強まり、同じ職場で定着することは難しく、以前通りの認識では通用しない時代になっている。よって、エッセンシャルワーカーとしての達成感、充実感を社会へ発信するとともに福祉・介護職員処遇改善加算をはじめとする法制度の充実を図り、官民一体となり様々な方策をとらなければならない。人材不足による福祉サービスの質と量の低下は、障がいのあるご本人の安心した生活、活動等を脅かす深刻な問題を引き起こすことが考えられる。
- ・ 人材確保については、少子高齢化の波を受けた人口減少社会の中で、労働人口は減少し、日本の全産業の問題となっている。少子化のため学生数は減少しており、大学、短期大学、専門学校では定員割れが生じ、一部の福祉専門職・保育士の養成校が閉鎖する状況となっている。大手就職サイトを利用しても新卒学生の母数が減少していることから、以前にも増して確保は難しく、既にインターンシップ等で進路は決まっているなど就活のあり方も変わってきている。中途採用で募集してもなかなか応募がないと人材紹介や人材派遣に頼るしかなく、その手数料や契約料は莫大なコストになっている。また人材紹介で確保出来たとしても定着率は決して高くない現実があり、特に夜勤、変則勤務を伴う施設・事業所の職員の確保は難しく、同性介護の原則が懸念される。地域移行としてグループホームの設置を計画しても夜勤等の職員が確保出来なければ運営は継続できない。人材不足は事業の維持さえ難しくしており、事業を再編したり、一部縮小、閉鎖する法人も出ている。

■ 提言内容 ■

物価高騰、人件費上昇の対応について

今後、このような状況が長期化すると経営努力だけでは立ち行かなくなり、運営の不安定化は、施設・事業所の現場の職員の不安と疲弊を招き、利用者への支援の質を低下させる懸念がある。一昨年度、昨年度と緊急措置として「神奈川県社会福祉施設等物価高騰対応支援金」を支給されたことは、大きな助けとなった。長期化、深刻化する物価高騰の影響を抑制する緊急財政支援の配慮を望む。物価高騰と人件費上昇に対応する国県市による臨時給付金の対応を望む。このような不安定な状況は続くと思われるので、基本報酬単価の改定は3年ごとではなく、毎年の消費者物価指数や人事院勧告に連動する形で改定するなど抜本的な改善を望む。

■ 提言背景 ■

引続きの物価高騰は、障害のある当事者ご本人の暮らしはもとより、障害サービスを提供する施設・事業所等の運営を非常に圧迫する事態となっている。一般の価格には原材料費や人件費の上昇も加味されるため、光熱費、燃料費、食料品、生活物品から外注委託費まで全般が値上がりしている。

施設・事業所の提供するサービス体系は、国が定める公定価格によるため、その値上げ分を利用者の自己負担分に転嫁することは出来ない。新型コロナウイルス感染症が第5類移行後の社会経済活動再開に伴う企業の賃金上昇は、福祉職との賃金格差をさらに拡げ、国の処遇改善加算等でその差を埋めようとしても限界があり、福祉人材の確保、定着を一層厳しいものになっている。人件費率の上昇は持続可能な運営を脅かすものである。障害福祉職員と全産業の賃金差は、令和5年の月額6.5万円が、令和6年には月額7.8万円となり、その差は1.3万円拡大してしまった（全国経営協算出による）。エッセンシャルワーカーが不足するということは社会を支えるセーフティネット機能の根幹を揺るがし、社会福祉事業の存続に関わる重大な問題である。

このような状況から施設・事業所の経常増減差額率は年々悪化しており、令和5年度決算では全国の社会福祉法人の障害部門で31.7%が赤字に陥っている状況である（全国経営協算出による）。

■ 提言内容 ■

地域区分の等級による報酬格差の是正について

最低賃金が都道府県単位で決められており、障害福祉サービス等報酬の地域区分の級地も一部を除き都道府県単位でないとは合理性を欠いている。現在の地域区分の等級により報酬単価を決める制度だと、同地域内での格差が生じ、等級の低い地域は不利となり、事業所の運営や職員の採用等に影響を及ぼしている。よって、地域区分は神奈川県全域を最低賃金と同じように一本化してほしい。昨今の大幅な物価高騰、人材確保のためにも、地域区分の変更は早急に実施してもらいたい。

■ 提言背景 ■

令和6年8月8日の人事院勧告で公務委員の地域手当の級地区分が令和7年4月1日より段階的に見直しになることが決定された。地域間格差の是正や物価高騰等を考慮し、障害福祉サービス等報酬の地域区分の見直しは令和9年度の報酬改定ではなく、早急に実施してもらいたい。

■ 提言内容 ■

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の影響と障害者支援施設のあり方について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による単価切り下げ等の事業ごとの影響が問題となっている。加算で評価する流れは、基本報酬の抑制につながり、実際には加算取得の条件が厳しく取得できないこと、事務手続きや記録が煩雑になること、そもそも人材確保が難しく、人員配置出来ないといった現実がある。現場の取組みを評価するはずの加算が現場を疲弊させるという矛盾を引き起こしている。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において+1.12%改定と言われているが、実際の各事業の運営の多くが減収している状況である。よって、福祉・介護職員処遇改善加算も含めて、安定した運営を目指すためにも本体事業の基本報酬の増額を望む。また、昨今の物価高騰と人件費上昇に対応するために、基本報酬単価の改定は3年ごとではなく、毎年の消費者物価指数や人事院勧告に連動する形で改定するなど抜本的な改善を望む。

障害者支援施設とグループホームの居住系のサービスの整備については、神奈川県が県内全市町村、政令指定都市及び中核市を通して、令和7年3月にまとめた「障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査」の結果も踏まえて障害福祉計画を進める必要がある。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による単価切り下げ等の事業ごとの問題点において、現状のサービスの質と量が維持できるように神奈川県として加算補助制度等の創設を求める。

■ 提言背景 ■

3年ごとに実施される障害福祉サービス等報酬改定が令和6年度に実施されたため、令和8年度は同内容で最終の3年目に入る。令和6年度の報酬改定は、生活介護は1時間刻みの単価設定や送迎時間が除外されたこと、施設入所支援、グループホームは一部を除いてほとんどの基本報酬が切り下げられたことへの影響があった。よって、医療的ケア、重度障害者支援加算、人員配置体制加算等の加算を取得しないと運営費の確保は難しく、とりわけ人材確保が難しい状況の中で人員配置がなければ加算が取得出来ない仕組みになっており、利用者ご本人を支援するうえで決して安心できる体系ではない。就労支援については平均工賃の算定方法に変更があり、一部の単価上昇はあったが、成果主義への偏向は否めず、就労と生活のトータルな支援の視点が欠けている状況になっている。また生産活動を上げるための経費、人件費等に見合う報酬水準になっていないという課題がある。

障害者支援施設とグループホームは国際連合の障害者権利条約の勧告により、同じ生活様式を強いているとして改善を求められた。特に障害者支援施設は地域移行を求められているところであるが、意思決定支援のもとご本人が希望する暮らしが基本であり、暮らしの形は多様性が重要である。障害者支援施設の職住分離や昼夜分離を検討した場合、現在の基本報酬の仕組みは、昼間の生活介護の報酬は高く、夜・週末の施設入所支援の報酬は安くなっているため、現実的に入所施設の運営は難しくなる。基本報酬の構造の抜本的改定が必要となるので国への投げかけと調整を望む。

昨今の民間営利企業の参入による福祉サービスの質が心配されている。報道にある通り、株式会社経営のグループホームでは利用者負担金において実費を大幅に上回る食費を請求していたこと等の複数の不正が判明し問題となった。この会社は別の会社に一括譲渡されることになった。このような民間営利企業のグループホームは建設メーカーと組んでコンサルティングが入り不動産活用を促している様相である。ニーズよりも利益優先の誘導に、グループホームの支援の質が問われている現状がある。総量規制の話まで出ているようだが、既存の法人・事業所は地域の中で一緒にやっついていかないといけない状況にある。このようなグループホームとの連絡調整は今後の課題となる。

■ 提言内容 ■

強度行動障害のあり方との医療との連携について

強度行動障害のある方の支援については、構造化や絵・写真・カードを使用した視覚化、ICT機器のコミュニケーション・ツールの活用、時間の見通しがつく日課表・カレンダーの提供など、安定するための手立てはあるが、それをもって全ての感情、感覚が治まるわけで

はない。気になること、突発的な刺激による行動などがある場合がある。身体拘束の3原則（切迫性・一時性・代替性）の適応も厳しくなっている現状がある。医療的ケアが必要な状況となった場合に受け入れてくれる医療機関が少なくなっている。

次のようなケースが報告されている。

- ・入院の条件として職員の夜間の付添いを求められたケース。
- ・救急搬送されたが、点滴中に覚醒し多動になったため入院出来なかったケース。
- ・転院のため紹介病院への連絡調整をしてもらえなかったケース。
- ・精神科病院では、「保護室を占領されると困る」「知的障害は器質性のもので治療の対象外」「2泊程度しか受入れは出来ない」と言われたケース。

以上、強度行動障害がある方の生命を守るため、適切な医療を受けられるような体制強化と手厚い加算体制等の創設を求める。

■ 提言背景 ■

全国的に見て、強度行動障害のある方に対する生活の場が少なく、家庭内での暴力等で家族が疲弊するといったケースが増加傾向にある。障害者支援施設においては強度行動障害のある方が複数生活しており、新たに受け入れる余裕はないという現状が続いている。さらに医療機関受診についても大きな課題があり、怪我や疾患等で入院治療が必要な状態になった場合に強度行動障害があるために、手術や入院治療を引き受けてくれない医療機関が発生している事実がある。

■ 提言内容 ■

障がいのあるご本人のライフサイクルを支えるために、計画的な施設整備を含めてセーフティネットが整った循環型サービスを日本モデル（神奈川モデル）として構築すること

- ・ご本人の意思決定の象徴は、神奈川県知的障害施設団体連合会で利用者ご本人とともに作り上げた「あおぞらプラン」である。1994年に知的障がい者の権利宣言を柱として権利擁護宣言、行動計画、オンブズパーソン活動で構成されたものである。当初の策定から31年の歴史があり、時代の変遷に合わせて改定している。ご本人がライフサイクルの中で暮らしの場、日中活動の場、働く場を選べることが重要である。そのためには、ご本人の多様なニーズに応えるべく、多様な福祉サービスを重層的に整えることが必要である。65歳問題、医療的ケア、強度行動障害、加齢児の対応、触法ケース、在宅障がい者の緊急対応体制等も含めて柔軟な循環型サービス（通過型を含む）・横断的なサービス（介護保険併用・共生型サービス）こそがご本人のチャレンジを応援するセーフティネットとなる。
- ・福祉施設は、地域の防災の拠点として機能するために、東日本大震災以降、BCPに取り組んできたが、令和6年元日に発生した能登半島地震はまた状況が違うため、立地面等の課題を見直さなければならない。地震、風水害などの自然災害発生時の福祉避難所や受入協定施設等として地域防災のネットワーク強化に取り組んでいく必要がある。
- ・日本国内では少子高齢化、核家族化、複雑化する生活困窮の問題、障害のある方の高齢化・重度化、加齢児の問題など、一定数の方には入所施設・グループホームは必要不可欠でセーフティネットとして機能している実態がある。短期入所など地域生活を支える機能を備えた拠点施設でもある。24時間365日地域生活を支える機能を担う入所施設は、今

後老朽化していく施設が増えていくため再整備が必要となる。時代に即した適正な定員数を確保するとともに、住環境の改善（個室化・ユニット化等）を図るため計画的な施設整備が必要である。

- ・施設整備を進めるためには、施設整備補助金申請に係る国庫協議の優先順位の配慮が必要である。また民間の社会福祉法人にとっては、自己資金分となる借入金の償還金補助事業がなければ整備費の捻出は困難となるため継続が必要である。
- ・障がいのあるご本人のライフサイクルにわたる支援については、ご本人の意思決定による望む暮らしと日中活動（仕事）を選択できる多様なサービス体系が必要である。年齢に応じてご本人のニーズは変化していく。次のライフステージに進むための準備期間、再チャレンジするための充電期間、心身の状況に合わせた安らぎの期間などに提供される適切な支援は、循環型サービス（通過型を含む）であればこそ実現できるものとする。市町村の地域生活拠点等整備の中で、障害者支援施設は地域生活を支える「地域拠点ホーム」「防災の拠点」としての機能を果たすとともに、ご本人の安心を支える暮らしのひとつの形として循環型サービスのセーフティーネットに位置付ける必要がある。合わせて時代に即した施設整備（小規模分散・個室・ユニット化等）を計画的に実施し、県立施設（指定管理施設含む）と民間施設との役割分担を明確にして、上記の障害福祉サービス体系を日本モデル（神奈川モデル）として構築していただきたい。
- ・令和6年7月4日に発生した、高齢となった78歳の父親が重度の知的障害のある息子（当時44歳）の将来を悲観して、転居先の千葉県長生村の自宅で殺めてしまった事件は二度と起こしてはならない。その原因は「中井やまゆり園」の短期入所を利用していたものの、長期入所を望んだが、園は虐待問題への対応で受入を停止し、他の県立施設やグループホーム、精神病院にも入れなかったことによるとされている。神奈川の障がい福祉のセーフティーネットが機能しなかったことを物語っている。障がい福祉関係者一同深く悔やみ重く受け止めているところである。神奈川県として検証委員会を設置して、その経過、原因、対応等について検証し今後のあり方を検討した。
- ・県立施設、指定管理施設、民間施設は、それぞれ階層的に神奈川全体のネットワークの中で役割分担し、特に県立施設はそのセーフティーネットの機能を担ってきたはずであった。しかし、虐待案件が判明し現実的にその機能は果たせなくなっていた。令和5年度より施行された「当事者目線の障害福祉推進条例」で、県立施設は通過型施設の方針を打ち出し、令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」が示され、県立7施設のうち地方独立行政法人による運営が1施設、民間移譲が3施設、引続き方向性を検討が3施設と整理され、抜本的に変革する内容であった。とくに「中井やまゆり園」は令和8年度から地方独立行政法人化することになっており、「福祉科学研究」「人材育成」の役割を担う計画である。その移行準備のための諸経費、施設改修費、新規職員の採用費用等を含めて「中井やまゆり園」関連だけで令和7年度当初予算には多くの予算がすぎ込まれた。特に新規職員採用の募集については、給与面等の条件により民間施設から職員が流出するケースが多く出ており、官民の均衡が崩れる状況になっている。給与、処遇等が向上することは良いことであるが、官民の給与、処遇等の均衡が保てるように民間施設への処遇改善に係る県単補助金等の支給を求める。

■ 提言背景 ■

神奈川の福祉は、コロニーはつくらず、県全体の分散型で支えていくという施設整備方針のもと、分散した入所施設を拠点にグループホームが地域に広がっていった歴史がある。国の制度化の前にグループホーム（当時は通勤ホーム・生活ホーム）や地域作業所などの事業を、県単独補助事業として取組んできた福祉先進県である。このような流れの中で、神奈川県障害者支援施設の入所者数は全国でも人口比で最も少なくなっている（第6期神奈川県障がい福祉計画によると、入所者数 51.7 人/10 万人、県内のグループホームの利用者 10,016 人は入所施設の利用者 4,778 人を大きく上回っている）。国際連合の障害者権利条約の勧告や国の一律的な指針とは別に、このような神奈川の状況も踏まえてセーフティーネット体制を組む必要がある。

(7) 社会就労センター協議会

■ 提言内容 ■

① 処遇改善加算及び事務職員の配置について

最低賃金の引き上げに対して、処遇改善加算により対応している実態があるものの、処遇改善加算は恒久的な措置ではないことから、継続的な事業運営に不安が生じている。加算の事務手続きが煩雑であることから、処遇改善加算を廃止し、基本報酬（本体報酬）に組み込むとともに基本報酬への賃金スライド制・物価スライド制を導入すべきである。福祉人材の確保、定着、育成や安定的に事業を運営するためにも、制度の抜本的な改善を望む。

加算等複雑化する請求事務、公表資料の作成など事業所に求められる事務手続きは増大傾向にある。特に就労系障害福祉サービス事業所については、工賃向上に努めるほど生産活動にかかる会計処理が増大する傾向にあることから、事務職員の配置を設置要件に加えていただきたい。

② 就労継続支援からの一般就労者への職場定着支援について

就労移行支援は、就職後 6 か月間のフォローアップ期間を考慮しての基本報酬となっているが、就労継続支援はそうした基本報酬設定となっていない。そのため、就労後の当初 6 か月間は就労定着のための集中支援期間であるにもかかわらず、制度に基づく支援が実施されていない現状がある。このような状況を踏まえ、就労継続支援事業所が集中支援期に適切な関わりをすることが可能となるよう、基本報酬の見直し若しくは、就労後 6 か月間の支援に対する評価をいただきたい。

③ 生産活動への更なる支援等について

就労継続支援事業は、50 歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が 40 歳以上となっている。加えて、生活介護事業の対象となる障害支援区分 3 を超える利用者も増加傾向にあり、事業所にとって様々な課題が生じていることから、より質の高い支援を提供する事業所に対して更なる評価をいただきたい。また、就労継続支援は、介護保険制度では代

替できない事業であることから、利用者がこれまで担ってきた生産工程等への従事が困難となった際の機械化や自動化のための設備を導入するための補助を創設いただきたい。

利用者の高齢化に加え、家族等の高齢化による生活困窮や介護といった 8050 問題が生じている。利用者が、家族等の高齢化に安定した就労が継続出来ない事態にならないよう地域生活支援拠点の更なる推進や障害福祉サービスと介護保険の連携強化等を求める。

④就労継続支援事業所の質の向上について

就労継続支援事業所の増加に伴い、不適切なサービス提供をする事業所も散見される。国が、第 151 回社会保障審議会障害者部会にて「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン（案）」を示されたことから、自治体においても定員増員や新規事業所申請、運営指導については、こうした根拠等に基づき適切に実施すべきである。

⑤就労選択支援の普及における課題について

2025 年 10 月より、新たな事業として就労選択支援が施行されたが、事業の実施等に対して不安を抱える事業者も生じている。このことについて、神奈川県は就労選択支援の推進に明確な指針を示し、市町村と地域の事業所と連携して取り組むよう働きかけるべきである。

地域によっては、参入希望事業者も非常に多いが、従事者要件を満たすための研修会の開催頻度が少なく研修を受講できない課題も発生していることから、研修会の開催回数を増やしていただきたい。また、就労選択支援の普及においては、当事者の望まないセルフプランを減らすための方策を検討いただきたい。

⑥農（水）福連携事業について

農（水）福連携を活性化するためには、市町村単位で障害福祉サービス事業所と農業・漁業経営者等との相互理解を深める取組みが欠かせない。行政と障害者共同受注窓口が連携し、農（水）福連携事業の中長期計画の策定を要請する。

⑦生活介護事業や日中サービスについて

生活介護事業における送迎では、当然利用者支援も含めて行っているのが現状である。しかしながら、今回の報酬改定では基本報酬単価には送迎中の時間は含まれておらず、送迎距離や送迎時間に関わらず、サービス提供の一環として報酬対象となるようにすべきである。

生活介護事業での入浴サービスのニーズは非常に高い反面、昨今の水道光熱費等の値上げにより運営が厳しい状況となっている。例えば、入浴サービス実施の際の加算を新たに創設するなどして、利用者が適切な支援を受けられ続けることが可能になるよう、必要な措置を講じるべきである。

強度行動障害のある方は、ご本人の状態像により 1 日を通して利用している事業所で過ごすことが難しい場合があり、ご本人の状況に合わせ段階的に支援をしていくことが重要

となる。そうした支援を実施する際には、職員加配や専門的支援の確保等のためのさらなる加算創設や状況に見合った基本報酬単価となるよう制度を見直すべきである。

(8) 福祉医療施設協議会

■ 提言内容 ■

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲の拡大

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲は外国人（公的医療保険が適用されないもの、又は公的医療扶助の給付を受けないもの等）の急病または事故等による急性期の傷病としています。医療の対象範囲を急性期に限らず回復期・慢性期まで拡大をお願いしたい。

■ 提言背景 ■

仮放免中の外国人は就労が禁止されるほか、住民票もなく、国民健康保険に加入できないなど厳しい条件で暮らしている。健康保険証がないので医療費は全額自己負担となるため、経済的な理由から医療機関を受診できず重篤な状態となつてからの受診となり医療費が高額となってしまう。無料低額診療事業を実施していない医療機関では外国人（仮放免等）は治療費の未払いが懸念されるため診療を避ける傾向があり、そのため福祉医療施設（無料低額診療事業実施施設）への受診が集中している。

また、会員施設が連携して外国人の受け入れに取り組んでいるが、疾患や病状によっては会員施設だけでは対応しきれないケースもあり、限られた施設だけで対応していくには限界がある。急性期治療後、補助の対象が回復期・慢性期まで拡大できれば合併症等がある患者の転院先確保も容易になると考える。

(9) 更生福祉施設協議会

■ 提言内容 ■

困難な問題を抱える女性への支援のための施策の推進

令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）が施行された。女性支援法では女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指している。

女性が日常生活や社会生活を営むにあたり女性であることにより様々な困難な問題に直面し、その中で抱える問題や課題は複雑・多様化している。個々のニーズに応じた支援を行い、その自立を支えるためには、制度理解の促進、女性支援に携わる施設・機関の人的・物的基盤整備、並びに関係機関との連携・協働が欠かせない。

そこで、新法の理念・制度の普及啓発を進め、女性支援に携わる施設・機関への助成や支援検討会議を有効に機能させるなど関係機関間の連携・協働など、積極的な施策の推進を求めたい。

■ 提言背景 ■

女性支援法にある「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱

える女性（そのおそれがある女性を含む）をいう。本県におけるこうした女性の現状を踏まえ、その抱える問題に対応するため、神奈川県では『かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画』が策定されている。この計画には、予防・早期発見から保護、自立支援にわたる幅広い取り組みが掲げられているが、困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の実現には、制度の普及や有機的な連携が不可欠となっている。

また、令和6年度に「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議」が発足され、新たな仕組みのもと当事者中心の支援が展開されようとしている。

■ 提言内容 ■

大規模災害時の医療確保

更生福祉施設協議会を構成する施設の入所者の多くが医療にかかり、日常的に服薬をしている。その内容もインスリン、精神疾患に伴う服薬であり、滞りを生じさせないことが重要である。処方箋の内容によっては多めに得ることが難しく、また、財政的にも備蓄は難しい。

そこで、大規模災害発生により、かかりつけの医療機関が被災した場合に、別の医療機関において普段の通院・服薬の状況から処方箋の発行を可能とするなど、医療が滞らず受けられるよう、体制を整えられたい。

■ 提言背景 ■

過去の大規模災害発生時で、服薬が滞ったことで精神症状が悪化し、避難所にいられなくなってしまった事例がある。利用者・避難所に身を寄せている人の命、安全・安心を守るためにも対応は必要と思われ、また、他の施設種別にも同じ課題があると思われる。

■ 提言内容 ■

省庁の壁を越えた現場施設間の協働の実現・充実

厚労省所管の福祉施設と法務省所管の更生保護施設間において、継続保護が必要な対象者をスムーズに引き継ぐことが必要であることから、地域共生社会の実現のため、また、再犯防止のため、社会での居場所が極端に少ない、いわゆる「刑余者」について、福祉施設と更生保護施設を連携させたケースについて、双方の省庁から、それぞれ、委託費の加算対象にするなど、予算上での後押しをしていただければありがたい。

■ 提言背景 ■

福祉施設側から見ると、いわゆる「刑余者」は一般対象者とは異質で怖い存在であり、あまり対象としたくない存在となりがちである。一方、更生保護施設側から見ると、対象者である前科者たちは、障害・高齢であればなおさら、地域社会へ繋げていかないと更生は難しい。しかし、この施設間の協働は、必ずしもスムーズに実施されていない現状にあることから、国の所管省庁がイニシアティブをとって、委託費の加算等の予算上のメリットを与えることにより、両者の協働を促進していただければありがたい。

■ 提言内容 ■

地域共生社会の実現に向けた息の長い支援のための多機関連携の構築

近時、多機関連携のもと、切れ目のない息の長い支援の必要性が叫ばれているが、期間が求められる職責を全うするだけではなく、縦割り行政の弊害も指摘されていることから、時には制度の枠組みを一步超えた連携も求められている。

■ 提言背景 ■

更生保護施設退所者の地域での自立について、現在、法務省もフォローアップ事業の充実強化を掲げているが、昭和 25 年に成立した更生緊急保護制度発足当時の GHQ とのやり取りから、犯罪前歴者のケアは原則一般福祉が担うべきだとする方針と法務省の前述した方針と齟齬をきたしている現状にある。どこまで、法務省所管の更生保護施設が刑余者のケアに関与すべきなのか、スティグマ（犯罪者であることの汚名）を着せ続けることへの人権上の批判も予想される。切れ目のない息の長い支援が求められているものの、更生保護と一般福祉の間で棲み分け（役割分担）が必要と思われる。

■ 提言内容 ■

現在の生活保護施設を生活困窮者自立支援事業と併せて運営出来るようお願いしたい。

現在、生活保護施設は更生・救護の種別、入所・通所を問わず、厳しい定員制のうえで成り立っているが、昨今の利用者は身体的・精神的要因の他に社会的要因で施設利用に至る対象者も数多い。

一方で生活困窮者支援では新型コロナの関係で収入・住まいを失った方への緊急対応として保護施設の空き部屋利用など、単に困窮を要因とした要支援者への対応も求められている。また児童養護施設退所者の行く先についても不透明な部分を感じる。軽度の障がい等があり、引き続き支援が必要な方々はどうしているのか？どの制度を利用できるのか？ここでも保護施設の利用が有効になるのではないか。

これらに対応できるよう現在の保護施設を多機能型にしていただき、単に空き部屋を提供するだけでなく、就労等へ結び付けられる支援を可能とする施設運営を行いたい。

■ 提言背景 ■

ご存知のとおり、生活保護施設は措置費施設となっているが、生活困窮者自立支援事業は措置対応ではない。税金の問題をどうクリアしていくのか？

児童養護施設退所者については、行政の子ども支援の担当課と生活保護課の関係を調整できるのか等が課題となる。

(10) 地域生活施設協議会

■ 提言内容 ■

一人も取り残さない社会の実現に向けた地域福祉従事者の学び合いと緩やかなネットワークづくりの推進

地域福祉の推進に携わる職員が、地域でそれぞれの専門性と施設の機能を生かし、住民と共に地域の課題に取り組むにあたり、知見を深めることが必須である。

地域や施設種別の枠を超え、多様な視点からソーシャルワークを捉え、地域福祉についての共通認識を作り上げていく学びの場を積極的に創出することが求められる。

■ 提言背景 ■

福祉サービス・制度が整備され、充実していく一方で、定められたサービスや制度を、利用者に当てはめていくような支援になっていることはないか。職員体制や施設の状況など、施設の都合を基準にサービス提供してはいないだろうか。多忙な中で、日々の業務を振り返り、確認する機会も持ちづらく、疑問や課題を感じながらも、人手不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、職員が疲弊している様子が見えてくる。

職場、職種の枠を超え「地域福祉」にフォーカスした研修・交流の機会を設けることにより、実践の共有、課題の言語化と共感を通し、職員の力量の向上、緩やかな連携の形成、ひいては仕事の魅力を再確認することにより離職を防ぎ、より安全で豊かな地域づくりへとつながる可能性があると考えている。

(11) 介護老人保健施設協議会

■ 提言内容 ■

人員配置の見直し

看護職および介護職員の配置基準は、常勤換算方法で、入所者の数が、「3」又はその端数を増すごとに 1 以上の員数の配置が必要である。また、リハビリ職員については、常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上必要である。この配置基準以上の手厚いケアサービスを行っている施設に対し相応の加算をつけるべきと考える。例えば、入所者の数が、「2.6」、「2.4」といった員数の配置について評価されるべきである。

また、リハビリ職員についても同様で、強化型の体制により基本型より人員配置が必要であり、相当の単価が上乘せされているものの類型評価基準以上の配置を行っている施設には相応の評価をするべきである。

■ 提言背景 ■

看護職員及び介護職員の配置は 3 : 1 の最低の配置で行っている施設はまずない。また、介護の人材不足により生産性向上の推進のためのテクノロジーを駆使する試みも広がっている。しかし、まだ人が行う介護を補えるまでには至っていない。介護老人保健施設は在宅復帰・在宅療養支援施設なので、在宅強化型における週 3 回のリハビリテーションを実施するにあたり、当然最低基準のリハビリ職員では週 3 回の要件をクリアすることができず、それぞれの施設ごとにリハビリ職員を増員している状況である。

2 民委員児童委員部会 市町村社協部会

(1) 民生委員児童委員部会

■ 提言内容 ■

新任の民生委員・児童委員、主任児童委員へのサポートに向けた取り組みの充実

- ・ 県内の地区や市町村等における新任民生委員に対するサポートの取り組み（協力員等の設置、引継ぎや相談対応、学びの機会の設定等）の現状、成果や課題等を調査し、市町村や地区レベルでの取り組みの一助となるよう各地の特徴的また先駆的な実践等を広く伝えるとともに、必要な取り組みにつなげていく必要がある。
- ・ 新任民生委員を対象とする研修機会の充実や、仕事・介護・子育てをしながら活動する委員の負担軽減等も視野に入れ、ICT 化の推進等もより積極的に進めていくことも大切である。

■ 提言背景 ■

- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員（以降、「民生委員」という）は『地域の身近な相談相手』として住民からの様々な相談に応じ、住民が必要な支援を受けられるよう、関係機関との“つなぎ役”として活動している。
- ・ 昨今の地域間帰依の希薄化や高齢化等から民生委員のなり手不足は深刻化し、その確保が課題となる中で、持続可能な委員活動（制度）の点から新任の民生委員に対するサポートは重要である。
- ・ 全国の単位民児協を対象とした調査によると、民生委員・児童委員の中で新任の割合が50%以上との回答が19.9%、主任児童委員の中で新任の割合が50%以上との回答が45.9%あり、総じて新任の割合は高いといえる。
- ・ また、新任委員への支援内容として「前任から新任への引継ぎ機会の提供」（86.4%）や「定例会後の相談会の開催等」（71%）等の割合が高く、実施していない支援としては「先輩委員が新任委員のサポートを担当するペア制やコーチ制」（52.5%）の割合が高くなっている。
- ・ これら全国の現状を踏まえながら、地区や市町村レベルでは対応の難しい新任民生委員へのサポートを県レベルで進めていくことは重要である。

■ 提言内容 ■

小中高生および教育関係者に対する民生委員児童委員、主任児童委員の理解促進に向けた学びや交流の機会の充実

将来の担い手となることが期待される小中高生や教育関係者が、民生委員児童委員、主任児童委員の役割や具体的な活動内容を理解し、地域の身近な相談相手として認識できるよう、福祉や教育など分野を超えた様々な関係機関が連携を図り、学びや交流の機会を充実させていくことが重要と考える。

■ 提言背景 ■

- ・ 民生委員児童委員は地域のさまざまな生活上の困りごとを抱える人々の相談に応じ、必要な支援につなげているが、その一方で委員自身の高齢化や担い手不足等の問題にも直面している。
- ・ SDGs への関心や社会貢献志向の高まりを背景に 10～20 代の若い世代が最も民生委員・児童委員に関心を寄せているとの調査結果※がある他、小学校での民生委員児童委員による出前授業等も各地で散見されている。
 - ※「全国 1 万人への民生委員・児童委員に関する意識調査」（令和 4 年 3 月・全民児連）
- ・ 少子化や児童虐待、引きこもり等の子ども・子育てをめぐる問題は複雑化・多様化し、子ども家庭庁の発足（令和 5 年 4 月）や「こども大綱」の策定など、関連の制度・施策が変化する中で、「地域の身近なおとな」「子育て応援団」として民生委員児童委員や主任児童委員に対する期待は大きくなっている。
- ・ 子ども・子育て支援に向けて、民生委員児童委員、主任児童委員と学校との連携は重要ですが、校長等の学校関係者の異動等により交流の機会が減少し、委員に対する理解不足から子どもの情報が十分に得られなくなるとの声も聞かれている。
- ・ これらを踏まえ、将来の担い手となることが期待される小中高生や教育関係者等に対し、委員の役割や具体的な活動内容を学ぶことのできる機会や交流の機会をより充実させていくことが重要と考える。

■ 提言内容 ■

民生委員児童委員のなり手候補者確保に向けた民間企業へのアプローチの推進

- ・ 定年を迎えた方に加え、現職の方も視野に入れた民生委員児童委員のなり手候補者確保に向けた対応が必要。このため選任要件に係る国の動向等も見据えながら、地域に根付き、行政と協力関係にある民間企業に対し、社会貢献活動に関心のあるなり手候補者の紹介について協力を求める等、積極的なアプローチが重要となる。
- ・ なり手確保の厳しい現状を考えると、例えば従業員数等が特定の水準を超える民間企業からは一定数の民生委員候補者を選出してもらう等、踏み込んだ施策を検討することも必要があると考ええる。

■ 提言背景 ■

- ・ 企業の定年延長の動きに伴う地域活動への参加機会の減少や、住民意識の希薄化による民生委員児童委員の推薦母体である自治会加入率の低下等への懸念の声が聞かれるなかで、民生委員児童委員のなり手不足が深刻化している地域が数多く見られている。
- ・ 民生委員児童委員のなかで、仕事をしながら活動している方は調査対象の約 45%との調査結果が明らかになっている。
 - ※「“仕事・子育て・介護をしながら”活動している民生委員・児童委員、主任児童委員に関する調査」（令和 5 年 12 月・神奈川県民生委員児童委員協議会）
- ・ このため地域に根付き、行政と協力関係にある民間企業に対し、なり手確保への協力を求めていくことが必要と考える。

(2) 市町村社協部会

■ 提言内容 ■

市町村災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる広域支援の充実化

「外部支援の受入れ調整（協定等による連携強化を含む）」「各市町村で備蓄が手薄となっている資機材の調達」「プロボノ（災害救援に必要な専門的スキルを有するボランティア）との関係構築」「安定的な通信環境の確保（ICT化の動きへの対応）」「災害救助事務費の申請手続き」等について、県域・広域の支援体制の構築を進める。同時に、各市町村に対しても協働運営者等との役割分担や実施体制の整備を促す。

■ 提言背景 ■

- ・災害対策基本法に基づく地域防災計画、または市町村との協定等を根拠に、19の市町村社協が市町村災害VCの設置主体、29の市町村社協が運営主体（4の市町村社協は運営主体との連携団体）となっている(※)。
 - ・すべての市町村社協が災害VCの設置・運営を担うことになる中、被災時に市町村社協が単独で設置・運営にかかるすべての対応を担うことは、職員数等の体制を踏まえると困難である。
 - ・中でも、足柄上郡、下郡に位置する町部では社協の規模が小さく、独自に相互協定を結び、災害VCの合同設置を検討しているが、行政間の調整に課題がある。
- (※)かながわ災害救援ボランティア支援自治体ネットワーク 災害救援ボランティアへの対応に関する調査結果（令和7年7月現在、かながわ県民活動サポートセンター作成）

■ 提言内容 ■

地域を支える担い手の確保に向けた行政の主体的な関与に向けた検討等

- ・自治会・町内会、地区社協等の地縁組織は、地域社会の維持、形成を目的とした自主的な組織である一方、行政情報の周知を担う等、自治体にとっても必要不可欠な存在である。その担い手の確保にあたっては、地域住民らの自発性だけに頼るのではなく、自治体も確保の過程に主体的に関与し、参加のきっかけと継続的なアプローチを多角的に行う。
- ・上記を具体的に検討していくため、自治会・町内会、地区社協等の担い手、加入状況等の実態把握を行う。
- ・地縁組織によらない、様々な主体による地域づくりの取り組みについても事例収集し、発信する。

■ 提言背景 ■

- ・地域共生社会においては、福祉分野の関係機関・団体、専門職だけではなく、地域住民の主体的な参画が不可欠となる。人と人とのつながりが希薄になり、孤独・孤立に直面する人が増える中、地域のつながりは社会との接点という側面からも一層重要なものとなる。
- ・しかしながら、少子高齢化・人口減少、定年延長等の社会構造の変化は地域社会に大きな変化を及ぼしており、自治会・町内会の休止や解散、地区社協や民生委員・児童委員などの地域を支える担い手の不足や高齢化が顕著となっている。

- ・一部の自治体では、地域福祉計画策定の過程で住民調査を行っている。調査結果からは、地域活動やボランティア活動に興味はあるものの参加に至っていない方、一度は参加したものの継続的に活動していない方が多い傾向が見受けられたが、それを具体的な施策につなげられてない。
- ・他方、NPO法人等が特定の地域活動を担う事例、タワーマンションでは管理組合が自治会の役割を担うなど、多様な組織が形成され、地域づくりを担う動きも出てきている。勤務先や過去の居住歴等、何らかの形で地域とつながりを持つ「関係人口」と呼ばれる定住者以外の人材が地域づくりを担う取り組みも試行されている。

3 第2種第3種正会員連絡会

(1) NPO 法人じんかれん

■ 提言内容 ■

精神障害をもつ当事者及び家族が地域で穏やかに暮らせるように地域支援を充実させる

病識を持ちにくい当事者、また精神障害に対する偏見から、家族にとって相談することが難しく感じる。高齢介護の地域包括支援のように、多職種による訪問や身近な相談窓口体制を実現していただきたい。

■ 提言背景 ■

多くの精神障害者が福祉にも医療にもつながっていないことが推察される。地域で気軽に相談できる窓口や多職種連携のアウトリーチ必要ではないか。

(2) 県医療福祉施設協同組合

■ 提言内容 ■

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲の拡大

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲は外国人（公的医療保険が適用されないもの、又は公的医療扶助の給付を受けないもの等）の急病または事故等による急性期の傷病としています。医療の対象範囲を急性期に限らず回復期・慢性期まで拡大をお願いしたい。

■ 提言背景 ■

仮放免中の外国人は就労が禁止されるほか、住民票もなく、国民健康保険に加入できないなど厳しい条件で暮らしている。健康保険証がないので医療費は全額自己負担となるため、経済的な理由から医療機関を受診できず重篤な状態となってからの受診となり医療費が高額となってしまう。無料低額診療事業を実施していない医療機関では外国人（仮放免等）は治療費の未払いが懸念されるため診療を避ける傾向があり、そのため福祉医療施設（無料低額診療事業実施施設）への受診が集中している。

また、会員施設が連携して外国人の受け入れに取り組んでいるが、疾患や病状によっては会員施設だけでは対応しきれないケースもあり、限られた施設だけで対応していくには限界がある。急性期治療後、補助の対象が回復期・慢性期まで拡大できれば合併症等がある患者の転院先確保も容易になると考える。

(3) 県自閉症協会

■ 提言内容 ■

第三者評価導入を障害福祉サービス運営の必須要件とし、第三者委員を巡回方式にして声を出せない障害者の権利擁護を徹底する

第三者評価も第三者委員も事業所の支援サービスが適正になされているかを第三者の立場で評価し、是正する機能を持ちながら、利用するためには事業所や利用者からの申請方式を取っ

ているために、評価を避けたい事業所や声を上げられない利用者については利用の道が開けない状況にある。そのため、第三者評価と第三者委員の受審を任意ではなく義務とし、定期的に全事業所を巡回して利用者と直に接し、積極的に課題を解決するしくみに改善する必要がある。もしくはそうした機能を備えた新たなチェック機関を創設するべきである。ちなみに今年度より義務的設置となったグループホームの地域連携推進会議は、構成員が、利用者・利用者家族・地域の人、といったグループホームの支援についての専門性が弱い委員であり、この制度を活かすためには任意の委員である「福祉に知見のある人」の参加を必須とすべきである。

■ 提言背景 ■

現在、障害福祉サービス、特に障害者グループホームの支援の質の評価について、大きな課題が生じている。障害者グループホームについては、数年に一度の県監査はあるが、その評価基準は職員の配置数等、数値によってはかることが可能な内容に偏っており、職員の支援の質は評価に反映されにくい。グループホームは構造的に密室での支援となり不適切な支援が起りやすいため、支援の質について定期的に丁寧にチェックすることが必要である。また、主に株式会社等が運営する、日中サービス支援型グループホームの申請基準と評価基準については、自治体の自立支援協議会へ委託するシステムになっており、最終的に県に報告する形になっているが、自治体の自立支援協議会に提出される報告の真偽を実際にグループホームを視察したことがない委員が客観的に判断することは困難である。

(4) 県障害者地域作業所連絡協議会

■ 提言内容 ■

国が六類型の中に位置付けた地域活動支援センターについて、運営費の増額をすること

本人が選んだ現状と課題に記した通り、地域活動支援センターについては、国の事業として位置付けられているにもかかわらず、他の国の事業（5類型）が3年に一度の報酬改定がされているが、全く置き去りにされたまま今日まできている。市町村事業であっても、国は補助の増額をはじめ明確な方針を打ち出していただきたい。

■ 提言背景 ■

障害者自立支援法が施行後、神奈川県が独自に制度化した障害者地域作業所制度は、神奈川県の方針として3年を猶予として、国の制度へと移行させ県はそれまで出してきた補助金をメニュー補助としてだすと方針変更をおこなった。多くの障害者地域作業所は法人格（NPO や一般社団法人）を取得し、国の六類型の一つ市町村事業である地域活動支援センターへと移行した。以後、国も地方交付税の中に、地域活動支援センターの補助金は含まれているとし、明確な方針を示さないまま地域活動支援センターの補助金はそれぞれの市町村に丸投げした。また県もメニュー補助としたものの、その活用を市町村の裁量に任せため地域間格差が生まれると共に、地域活動支援センターの補助金は以後今日まで一切増額されないままきている。

(5) 県精神障害者地域生活支援団体連合会

■ 提言内容 ■

神奈川県地域活動支援センター事業を継続運営できるよう拡充を図る

地域に住む当事者が安心して活動に参加して、ニーズに応じた相談や支援が充実できる地域活動支援センターⅢ型の人材確保ができるような体制をお願いしたい。地活に携わる支援者は専門性が必要で、職員の待遇等を考えると補助金額共にほぼ改定されておらず、支援の実態や時代のニーズとの乖離もあると感じる。福祉サービスにのらないケースやひきこもり状態にある方と関係を築く場としての受け入れ等、地域ニーズに包括的に応じる地域活動支援センターの役割や必要性を市町村に伝えていただきたい。障がいの重度高齢の対応や家族支援のケースが増えて、自宅から思うように通所ができないケースが増えている。本来ならば送迎が必要であるが、そのマンパワーを提供できず、安定した通所に至らないケースが多々あり、これらの地域ニーズに応じられるよう、事業拡充が必要であると考えます。

また、現場職員の処遇を上げる事で人手不足、仕事に対する意欲向上を図り質の高い支援が行えるよう処遇改善加算に相当するメニュー事業も検討すべきである。またメニュー事業が出来てから単価が一切変わっていないので各事業の単価の検討をお願いしたい。

■ 提言背景 ■

昨今の物価高や大きく社会が変化している中、地域で暮らす精神障がいを持った方々の生活にも大きな影響が見られる。そのため改めて地活の役割と意味の必要性を考える時期と強く感じている。市町村の福祉サービスで対応できない制度の狭間にある障がい者が、自宅から先ず一歩、出向く場所として利用できる地域の有意義な社会資源としての役割は重要であり、再検討をお願いしたい。

■ 提言内容 ■

運営持続可能なグループホーム運営費補助の確保について

運営費補助の基本分は、障害支援区分及び世話人配置ごとの所定の額を算定するとされ、国の報酬費に上乗せされる形での補助事業として、国の報酬費の増減に対し、県の運営費補助水準を基に算定されているものと理解しているが、この「県の運営費補助水準」は長年にわたり見直されることなく、社会情勢から徐々に乖離しているのが現状。

■ 提言背景 ■

昨今の物価高騰、最低賃金の上昇による人件費の増大で事業所運営が厳しいなか、2024年度の国の報酬改定により、多くのグループホームで基本報酬の減少が生じ、さらに深刻な状況にあります。グループホームは地域での生活を希望する方々にとって、安心して生活ができる重要な社会資源であるが、現状では持続可能な運営が難しく、障がいのある方の地域生活の保障に大きな影響を与えている。

■ 提言内容 ■

日常生活自立支援事業について

昨今の生活において金銭に関する事情が複雑化して決済システムが多様になり、カード支払い、チャージやプリペイドカード等の電子マネー、モバイル決済、携帯料金に上乗せした決済など、複雑な状況にある。そのような中、買い物やゲーム、Youtube等への課金などで課題が複雑化して生活費が逼迫するなど、金銭面において支援が必要なケースがある。一方で、あんしんセンターの金銭管理支援が現金を扱うことのみ限定している状況で、近年の生活スタイルが、その多種多様な決済の流れと支援が追いついていないと実感しており、事業の再考と拡充が必要であると考えている。

■ 提言背景 ■

日常生活自立支援事業は、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の暮らしを支え、そして権利擁護の観点においても地域ニーズに対応して、当事者の暮らしを支えている。支援を行う生活支援員の不足や業務負担が大きくなっていることで、要請に応じることが難しい現状や、新規の申し込みができず当事者の地域生活に不利益となり、この事業を利用したい方々が十分な支援を受けられない、また支援を必要な方々が事業を利用できない状況になっており、事業の拡充が必要と考える。

■ 提言内容 ■

障がいのある方の生活支援について

県全体としての実態調査を行い、市町村ごとの取組状況や課題を明らかにすることが不可欠である。以下の3点についての検討を求める。

- ・神奈川県内の各市町村における移動支援事業の実施状況（利用者数、利用制限、対象範囲、事業者数・報酬単価など）の実態調査を行うこと
- ・調査結果を各自治体と共有し、課題と改善に向けた方向性を明示すること
- ・調査にあたっては、当事者や家族、支援者の声を反映させる仕組みを取り入れること

■ 提言背景 ■

地域生活支援事業の一つである「移動支援事業」が各地で実施されている。しかしながら、実際の運用においては、利用できる時間数や対象範囲の違い・事業者数や担い手の不足など、多くの課題がある。これらの課題は、当事者や家族にとって移動の自由を制限するだけでなく、社会参加や生活の質にも深刻な影響を及ぼす。会員が活動する各市町村においても、相談支援専門員から以下のような課題が報告されている。

- ・障がい種別によって、一律に支給決定がされない場合がある。
- ・通勤や通学に移動支援を活用できる市と、それが認められない自治体がある。
- ・移動支援事業のサービス提供を廃止する事業所が相次いでいる。
- ・平成18年に本事業を開始してから、報酬単価が見直されていない。ホームヘルプサービスを行う事業所が得られる報酬において、介護給付の事業との差が著しく、移動支援事業を廃止することにつながっている。

■ 提言内容 ■

福祉職員の処遇改善加算の拡充を行って人材を確保する

「地域相談支援」「計画相談支援」「障害児相談支援」および「地域生活支援事業」は処遇加算の対象外である。これらの支援は、障がいのある方々の生活を支える重要な役割を担い、その必要性や貢献度は他の障害福祉サービスと同等である。それにもかかわらず、加算の有無によって待遇格差が生じ、公平性を欠く状況となっている。人材不足が深刻化する中、職種や事業による賃金格差は人材確保をさらに困難にし、サービスの質低下を招きかねない。

■ 提言背景 ■

「計画相談支援」においては、相談支援専門員は利用者や家族の生活全般にわたる課題を把握し、関係機関との調整、サービス等利用計画の作成・見直し、モニタリングなど、多岐にわたる高度な専門業務を担っている。さらに、配置要件として一定の実務経験や専門資格が求められ、責任の重さや精神的負担も大きい職種である。それにもかかわらず処遇改善加算の対象外であるため、他職種との待遇格差が生じ、人材の確保・定着が一層困難になっている。この状況は、結果として利用者支援の質低下を招く深刻な要因となり得る。

(6) 県手をつなぐ育成会

■ 提言内容 ■

防災と災害時における障がい者・高齢者等への対策としての「個別避難計画」の作成について

知的障がい者は相談支援事業によるサービス等利用計画と一緒に個別避難計画を作成し、モニタリングに合わせて更新を行っていくとよいのではないかと実施している市の状況を確認し、圏域でその手法を共有してほしい。

■ 提言背景 ■

自治体から自助・共助・公助と言われる中で知的障がい者の自助を強化するためにも自治体の取り組みが必要と考える。個別避難計画の進捗具合が自治体により様々で、日々変わるご本人の状態に個別避難計画も更新されるのか、高齢化に伴った支援体制はどうなっているのか、また、日頃は障害区分に合わせた支援が行われているが個別支援計画の対象ではない方が大勢いると危惧している。

■ 提言内容 ■

障がい福祉サービスについての検索を充実させてほしい。具体的には知的障がいの方が相談したり、意見書を書いてくれる医療機関の検索と、グループホームについても対象者や空き状況が分かるしくみが欲しい

「障がい福祉サービスかながわ」のサイトで、医療機関検索はできないか。選択項目に「意見書の作成対応」「訪問診療対応」「知的障がい者対応」などを入れて探せるとありがたい。グループホームについても重度の方の受け入れや空き状況などが分かるとうれしい。また、グループホームについては、今後のニーズを具体的に入力することでマッチング情報を得ることはできないだろうか。

■ 提言背景 ■

障害基礎年金などの手続きにはドクターの意見書が必要だが、成人後も引き続き相談できる病院は少ない。新たに探す場合、先輩保護者に聞く程度で、新規受診もすぐには受けてもらえず、みな苦勞している。市町村の行政窓口では立場上、医療機関を具体的に提示することができない。グループホームも重度の方を受け入れる処が足りないと感じ、今後の見通しも分からないことに不安を感じる。

4 本会・各部署

(1) 地域福祉部地域課（困窮）

■ 提言内容 ■

町村部における包括的支援体制の整備を目指した生活困窮者自立相談支援の一時相談窓口機能の拡充及び実施体制の推進・構築。生活困窮者支援を通じた地域づくりの実践を目指した生活困窮者自立相談支援事業の実施体制への転換

- ・ 町村行政での一次相談窓口整備（継続的な町村状況の把握）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の段階移行計画の作成・実行
- ・ 中長期的な視点による生活困窮者支援体制の検討
- ・ 包括的支援体制構築に向けた支持的役割（推進）の強化
- ・ 人材確保支援、相談支援スキル向上に向けた取り組み
- ・ 不足する社会資源の広域確保
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の14町村各行政（社協含）毎での実施

■ 提言背景 ■

生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮する方や様々な状況から生きづらさを感じている方等を早期に把握し、支援を行うことにより、その方が望むような暮らしを地域の中で営めるよう、制度縦割りではなく、横軸での支援を目指した制度である。

それぞれの困りごとを抱えた相談者が自身の望む自立に向けた生活を紡いでいくには、自己肯定感や自尊感情を取り戻すことが大切となる。そのためには、自身の居場所としての生活の基盤となる地域（個々により捉える範囲は違う）との関わり、人とのつながりが実感できることが不可欠とも言える。これは相談者個々に対しての支援アプローチだけでは足りるものではなく、地域に向けた取り組みも必要であることは、町村部の生活困窮者自立相談支援事業を受託し、実践した中でも明らかどころである。

この地域に向けた取り組みは＝地域づくりでもあると考えられる。地域の中ではすでに小地域活動やボランティア的な活動の中で様々な固有の取り組みが行われているものの、社会から孤立しがちな生きづらさを感じている方等への取り組みは気づきにくいことから見過ごされていたり、十分に認識されているとは言い難い状況にあるとも考えられる。

今後、地域福祉の担い手はますます減少していくことは否めない中、住民の支援ニーズを早期に発見、把握し、地域生活の中で支えていく体制は重要なこととなる。このことを地域課題として捉え、地域の中で継続的に寄り添い、支え合い、課題を解決できる仕組みづくりが必要であると考えられるのではない。

福祉事務所未設置町村においては生活困窮者自立支援制度の実施主体は都道府県とされているが、実際に住民にとって一番身近な町村役場や社協にまずは相談することは明らかであり、その相談の一次的受付として、住民の困りごとを聞き、各窓口以案内・振り分けを何らかの形で各役場や社協は担っているのも事実である。また、役場も社協もこの相談窓口の必要性は少なからず認識していることも、町村に対してのヒアリングの中では聞かれているところである。

このようなことから、県が計画的に相談窓口機能の開設を後押しすることにより、町村における生活困窮者支援機能の強化につながることが期待される。また、町村における生活困窮者支援体制を早期に構築しておくことは、表面化が予想される将来的な住民ニーズに対応するためにも必要であると考えられる。

ただし、現状の町村行政及び社協にとっての生活困窮支援に関する住民ニーズへの対応は必ずしも高いとの認識ではなく、その背景として、相談を受けても社会資源がないことを懸念されていたり、相談対応できる人材確保が難しいとの声が聞かれているため、この部分に対しての対策は広域で捉え、実現可能な計画の立案とその推進が必要であると考ええる。

(2) 地域福祉部（生活支援課）

■ 提言内容 ■

生活福祉資金・コロナ特例貸付の償還に係る職権免除基準の提示

償還が困難であっても、その多くが既定の免除要件に該当せず、償還が途絶えたり、償還猶予を繰り返さざるを得ない状況であるため、フォローアップ支援の一環として、生活状況を把握した上で職権免除を行うなど、課題解決に向けた取り組みを進めているが、多くの市区町村社協から、職権免除に関する県内一律の判断基準や目安等を求める声が寄せられている（令和7年度関東ブロック研究協議会の協議題の一つになるなど、他県でも同様の課題を抱えている）。

神奈川では、生活状況が把握されている借受人について、市区町村社協の意見書に記載されている理由を尊重して職権免除を決定しているが、次に記載する【既定の免除要件】には該当しない、しかも個別性が高いものであることから、多くの社協が複数の理由（世帯年齢構成、就労状況、健康状態、収支状況、生活課題、債務状況等の組合せ）を意見書に記載して、職権免除を申請している（今年度、市区町村社協アンケートで「意見書に優先して記載する事項」を把握した）。

【既定の償還免除要件】○住民税非課税、○生活保護受給、○精神保健福祉手帳1級・身体障害者福祉手帳1級2級・療育手帳A区分、○死亡、○失踪、○免責確定

上記の市区町村社協アンケート結果に基づく償還猶予後の職権免除の考え方やフォローアップ支援の取組事例を市区町村社協と共有し、全県的にフォローアップ支援を進めていくこととしているが、依然、職権免除に関する県内一律の判断基準や目安等を求める声は続いており、本会においては市区町村社協アンケート結果に基づく職権免除のフォローチャートまたはチェックリストを作成する予定であるが、国においては「償還猶予後の職権免除に関する全国一律の判断基準や目安等」を提示（例示）して頂きたい。

なお、【既定の償還免除要件】に住民税非課税が含まれているため、これに該当しない債権を地域格差のある収入額のみで職権免除とすることは難しいと考えているが、例えば『○70歳以上のみの世帯で年金生活、○生活福祉資金以外で100万円以上の債務（住宅ローン等を除く）、○2か月以上の入院生活、○特養入所で帰宅困難、○自宅が全焼など、明確に償還困難であることの実事が確認できれば、一つの理由で職権免除とすることができる』等と例示があるだけでも、意見書を作成する市区町村社協の負担軽減につながると考える。

■ 提言背景 ■

生活福祉資金のコロナ特例貸付においては、令和5年1月より償還が始まっている。神奈川においては、令和7年10月末現在、約23.8万件の債権数のうち、約9.2万件（38%）が償還完了あるいは償還免除となっているが、残りの約14.6万件（62%）については、償還猶予中または償還実行中、未応答債権となっている。

（3） 地域福祉部（権利擁護推進課）

■ 提言内容 ■

身寄りのない高齢者・障害のある人等への支援として、総合的な権利擁護支援パッケージ（日常生活支援、入院・入所等の手続支援、死後事務の支援）の構築

① 現行の日常生活自立支援事業と「新たな事業」との関係の明確化

判断能力が不十分な者と身寄りのない高齢者等は、ニーズや状態像が異なるほか、死後事務については契約が長期にわたり、高い専門性も求められることから、判断能力が不十分な者への権利擁護支援（現行の日常生活自立支援事業が対応）と、身寄りのない高齢者等への支援（「新たな事業」が対応）とを国の事業実施要領やガイドライン等でわかりやすく区分して明確化すること。

② 「新たな事業」に関する市町村の責任及びその後方支援を行う県の役割の明確化

判断能力が不十分な者や身寄りのない高齢者等への支援は、新たな事業だけで解決するものではなく、市町村が整備する包括的支援体制のなかに位置付けて取り組むべきものである。については、地域の実情に応じた支援体制を構築していくため、新たな事業に関する市町村の責任及び後方支援を行う県の役割を明確化すること。

③ 今後ますます増加するニーズに対応できるよう抜本的な体制強化

現行の日常生活自立支援事業の体制は脆弱で、十分な専門員を配置する予算が確保できないために、待機者が発生している。また、多くの社協が独自財源を補填しながら事業を実施しており、このままでは事業の継続自体が危ぶまれる状況にある。については、「新たな事業」は、判断能力が不十分な人の権利擁護を担う事業として、今後ますます増加するニーズに対応できるよう、抜本的な体制強化を図ること。

■ 提言背景 ■

現在、国においては、今後急増が見込まれる身寄りのない高齢者等が地域で安心して自立した生活を続けられるよう、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた「新たな事業」の実施に向けた検討が進められており、令和7年度中には制度概要が示される見込みである。

この「新たな事業」の事業内容は、現行の日常生活自立支援事業を含む「日常生活支援」のほか、「入院・入所等の手続支援」「死後事務の支援」の3分野となっているが、次のような制度、運用の根幹にかかわる点が課題となっている。

- ・ 現行の日常生活自立支援事業と「新たな事業」との関係の明確化
- ・ 「新たな事業」に関する市町村の責任及びその後方支援を行う県の役割の明確化
- ・ 今後ますます増加するニーズに対応できるよう抜本的な体制強化

■ 提言内容 ■

日常生活自立支援事業の安定的な運営に向けた体制整備

日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助や金銭管理サービス等を通じて、判断能力が不十分な利用者に寄り添い、意思決定支援を行いながら、独居高齢者や精神障害者等の地域生活を支える権利擁護手段の一つである。利用者の中には、金銭搾取や債務等、法的課題を抱えた方もいるため、対応する職員は高い専門性と十分な対応時間を必要としている。

しかし、事業運営のための財源は大変厳しい状況にあるため、サービス提供に必要な人員の確保が難しくなるなど、苦しい運営となっている。そこで、利用者の権利擁護を推進するため、本事業の安定的な運営に向けて、国、都道府県及び市町村において財源確保による体制整備を提言する。

■ 提言背景 ■

日常生活自立支援事業は、国県補助金を財源とし県社協を実施主体として行っているが、利用者支援の実務は地域事情に精通した県域の各市町村社協に委託している（政令市を除く）。

その委託料は、国庫補助基準額（利用者 1 人・1 月当たり 7,900 円及び生活保護受給者サービス利用料として 1 人・1 月当たり 3,000 円）に前年度の延べ利用者数（契約実績）を乗じた額を基本に定めているが、市町村社協の一部は各市町村からの補助金で運営費を補充しており、委託料の増額を求める声もあがっている。

令和 7 年 9 月末現在、利用希望が寄せられながら社協の都合により、契約に至っていない待機者は市町村社協全体で 37 人に及ぶが、契約準備の段階から相当な労力を要する中、専門員等のマンパワー不足がその主因と考えられる。

こうした中であって、市町村の一部には本事業が県社協の自主事業であることを理由として運営費補助を打ち切る動きもあるが、本事業は権利擁護を必要とする地域住民に対し、必ずしも契約に至らないまでも相談段階から寄り添うことで、地域における権利擁護の基礎的なしくみとして機能していることから、事業の安定的運営のため市町村が本事業を支援することには大きな意義がある。

実施主体の県社協および、実務を担う市町村社協として、県からの委託料の増額とともに市町村補助による財源確保が大きな課題である。

（４）福祉サービス推進部

■ 提言内容 ■

DWAT の法制化及び平時からの「災害時福祉支援体制の整備」と「災害時を見据えた福祉的支援体制づくり」を同時に推進するための災害福祉支援センターの法定化

- ・ DWAT の体制整備や支援活動がより安定的かつ円滑に行われるための法制化
- ・ DWAT チーム員の養成及び実働を確保する仕組みづくり（全国共通研修やブロック単位での連携の促進）
- ・ DWAT チーム員が所属する法人・事業所に対するチーム員派遣時の支援の実施（制度の緩和措置等）
- ・ DWAT の対象範囲が在宅避難者等にも拡大されたことを受け、被災住民の福祉ニーズの把握・対応に向けた DWAT と災害ボランティアセンターの連携体制づくり

- ・平時からの「災害時福祉支援体制の整備」と「災害時を見据えた福祉的支援体制づくり」を一体的に推進するための「災害福祉支援センター」の法定化

■ 提言背景 ■

- ・災害救助法の改正（令和 7 年 7 月施行）により、災害時の福祉支援は法制化されたものの、DWAT（災害福祉支援チーム）について法律上の規定はなく、また、平時からの災害福祉支援の体制整備についても法制化されていない状況である。
- ・大規模自然災害を想定した「受援」の体制づくりは喫緊の課題であるが、近年の大規模災害で指摘された、各種災害福祉支援事業・活動の連携や支援の長期化といった課題に対応するためには、「平時からの災害時福祉支援体制の整備」を進めることが重要である。同時に、災害時の福祉的支援の最終目的である災害関連死の防止・抑止には、「平時から災害時を見据えた福祉的支援体制づくり」が重要であり、重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立相談支援事業といった市町村における包括的支援体制整備、地域共生社会づくり施策との連携を進めることが必要となっている。

（５） かながわ福祉人材研修センター

■ 提言内容 ■

福祉人材センターの事業と国・県等の福祉・介護人材確保施策との連携強化・促進

求職者の働き方の多様化がすすむなか、求職者と求人事業者との間で個別に調整を行う機会も、それに係る時間も増えてきた。福祉人材センターでは、求職者が介護職に興味をもったきっかけや就職に向かう動機を尊重しながら、個別に「丁寧な対応」を努めており、民間職業紹介事業者と違う手法等で無料職業紹介事業をすすめている。こうした現状を踏まえ、「多様な人材の参入促進」の施策に沿った福祉・介護人材確保をすすめる国、県、福祉人材センターでは、地域包括ケアをすすめる市町村の施策、関係機関との連携をより一層強化していくことが不可欠と考える。

■ 提言背景 ■

令和 6 年 4 月 4 日付厚生労働省福祉基盤課長通知「都道府県福祉人材センターにおける地域の実情を踏まえた効果的な事業の実施等の促進に向けた対応について」の発出を受け、福祉人材センターの事業と国・県の福祉・介護人材確保施策との連携・充実について検討を重ね、地域の実情を踏まえた取り組みの推進を図る必要がある。危惧するところでは、民間職業紹介事業者の参入がすすみ、社会的課題を含んでいるにもかかわらず、その手法等のノウハウを無料職業紹介事業を行う福祉人材センターが取り入れた方が良いのではないかといった考え方が一部で見られることである。

■ 提言内容 ■

地域展開の拡充によるすそ野拡大と定着・育成に向けた専門性の向上

地域特性を活かし、とくに、地方公共団体、公共職業安定所、社協、職能団体、養成施設、法人・事業所などが一体となり、利用者が、あるいはその家族が安心して福祉サービスを受けることができるよう、すそ野拡大と専門性の向上をすすめていくことが求められる。

■ 提言背景 ■

法人、施設・事業所のコロナ禍の事業収入減、原材料費等の高騰、訪問介護報酬の引き下げなどの影響による「介護事業者の倒産最多」や「高齢者への虐待件数、過去最多」など、地域包括ケアシステム構築の危機的状況にある。

■ 提言内容 ■

介護福祉士等潜在有資格者の実態把握、課題整理・分析等の実施

介護福祉士等潜在有資格者の発掘と再就職支援は容易ではない。離職、そして潜在化するにはそれなりの理由があり、現職の有資格者が抱える課題等については奥が深く、福祉人材センターの事業範囲を超えるところが多々みられる。また、介護の資格 届出制度においては社会福祉法で福祉人材センターに届けることが努力義務となっていることから、そのすべてが福祉人材センターに任されている現状にある。今後、まず介護福祉士等潜在有資格者の実態把握、課題整理・分析等の実施については離職防止の取り組みと並行して国・県の責任で行う必要がある。

■ 提言背景 ■

我が国の介護人材確保の10年を振り返ると、無資格・未経験者等の参入を推奨する「すそ野拡大」、「多様な人材の参入促進」の施策が中心にすすめられてきたが、一方で、介護福祉士等潜在有資格者の発掘と再就職支援については、福祉人材センターに課題が向けられている。

■ 提言内容 ■

知識・技術と実践を統合する「基礎的な教育」像の発信と、地域で学び続ける環境の整備を含む人材育成体制の基盤づくり

かながわの介護福祉の専門職が、必要な知識・技術・態度を装備して、実践に挑むことができるよう、知識・技術と実践を統合する基盤（地域での学びの機会づくりを含む、福祉・介護等人材育成体制の構築）づくりが急務である。

■ 提言背景 ■

(令和5～7年度年)度神奈川県介護人材確保対策推進会議では、「多様な介護福祉人材が、求められる専門性を発揮していくために」をテーマとして、介護福祉の従事者及び事業者が抱える課題を確認した。

- ・人材が定着しないことで、人材確保が進まないという悪循環
- ・介護福祉従事者自身は良いケアをしたいと考えているが、知識・技術がないがために支援上の課題が積み重なる悪循環

- ・専門職としての自己研鑽の意義や方法がわからないことにより、専門性が広がらない悪循環

■ 提言内容 ■

保育人材確保にかかる保育士の更なる処遇改善、配置基準の見直しを含む働きやすい職場環境づくりと現任保育士の離職防止促進

潜在保育士の発掘と再就職支援は容易ではない。なぜなら離職、そして潜在化するにはそれなりの理由があるからである。令和4年度の県のアンケート調査では、「処遇面の不満」、「職場の人間関係の問題」、「勤務体制の不満」が上位にあがっており、保保センターを基軸とした取り組みでは到底及ばないと考えられる。今後、潜在保育士の掘り起こし強化、再就職に向けた多様なアプローチ等を進めていくにあたり、国・県の責任で保育士の処遇改善、配置基準の見直しを含む働きやすい職場環境づくり、そして中核的保育人材をはじめ現任保育士の離職防止をさらにすすめていく必要がある。

■ 提言背景 ■

2014年1月開所のかながわ保育士・保育所支援センターは、保育士の確保のため、無料職業紹介事業をはじめ、保育士確保対策の各種事業を行ってきた。改正児童福祉法（令和7年4月成立）により、保育士・保育所支援センターは法制化（令和7年10月1日施行）され、これによりセンターの機能、体制等の整備がすすめられることとなり、保育人材確保の実効性を高めるため、支援目標や根拠に基づくKPI（重要業績評価指標）を設定し、事業効果を評価することでこれまでの取り組みを見直し・改善・支援内容の充実が図られる方針が示された。

保育士を取得する者は年々減少傾向にあり、潜在保育士が増加傾向にある現状のなか、処遇改善は毎年行われてはいるが、他産業との差は縮まらず、配置基準は2024年に見直されてはいるが十分とは言えない。

保育士の確保においては、「すその拡大」と並行して、潜在保育士の掘り起こし強化、再就職に向けた多様なアプローチ等が求められる。

関連資料



- 令和8年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票
- 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱
- 政策提言委員会 委員名簿
- 令和8年度政策提言に向けた活動経過

令和8年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査 調査票

部会・協議会・団体等名：

令和8年度の政策提言に係る課題把握調査は、令和7年度の調査からの経過期間が短いため、令和7年度の調査以降の動向を踏まえて、提言すべき新たな課題について把握します。

提言すべき新たな課題がある場合、以下にご記入をお願いします。

提言項目について

提言が複数ある場合は用紙をコピーしてご記入ください。

1 貴会からの提言内容(60文字以内)

社会福祉制度・施策等への提言したいこと(提言のタイトル)を、簡潔にお書きください。

2 提言が必要な背景(現状と課題)

3 提言先 (提言先を1つ選択してください)

市町村 ・ 県 ・ 国 ・ その他 ()

4 提言内容

(1)具体的な提言内容

1に記載した提言について、具体的に説明してください。

(2)提言内容の根拠となる統計調査等のデータ

(1)に記載した提言内容の根拠となる統計調査等のデータがあれば、記載してください。

5 提言内容を反映すべき具体的な制度・事業名等

4に記載した提言内容を反映すべき具体的な制度・事業名等を記載してください。

6 現状と課題に対して、貴会が取り組んでいることや事例など

(4)の課題に対して、貴会や貴会の構成員などが、課題解決に向けて取り組んでいる内容や事例などを記載してください。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

政策提言委員会委員名簿

(任期: 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

◎委員長 ○副委員長

No.	選 出 区 分	委員氏名	備考
	所 属	職 名	
1	本会会長	小泉 隆一郎	◎
	(福) 泉心会	理事長	
2	本会副会長	三觜 壽則	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
3	本会副会長	兵藤 芳朗	
	鎌倉市社会福祉協議会	会長	
4	本会副会長	三澤 京子	
	(福) 吉祥会	理事長	
5	その他会長が委嘱する者 (施設運営に知見を有する者)	出縄 守英	
	(福) 進和学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者	ツシイ美千代	
	(公社) 神奈川県介護福祉士会	会長	
7	その他会長が委嘱する者 (権利擁護に知見を有する者)	内嶋 順一	
	神奈川県弁護士会	弁護士	
8	その他会長が委嘱する者 (精神保健福祉に知見を有する者)	山口 明美	
	(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	常任理事兼事務局長	
9	その他会長が委嘱する者 (福祉経営に知見を有する者)	薄井 照人	
	川原経営グループ	専務取締役	
10	その他会長が委嘱する者 (学識経験者)	臼井 正樹	○
	県立保健福祉大学	名誉教授	

令和 8 年度 政策提言に向けた活動経過

令和 7 年度

月	内 容
9月	令和 8 年度・課題把握調査（通知）
10月	
11月	令和 8 年度・課題把握調査（ 不 切）
12月	
1月	政策提言委員会（1/22） ・新たな課題の提出のあった部会等と意見交換 ・提言項目の内容
2月	政策提言委員会（2/16） ・提言集の内容
3月	

令和 8 年度

4月	
5月	県に政策提言の手交（5/28）
6月	政策提言集発送（予定） ・厚労省、市町村等
7月	福祉タイムズにて政策提言の発信（予定）